

大学発新産業創出基金事業

可能性検証

2023年度 公募要領

募集締切：2023年5月25日（木）正午



スタートアップ・技術移転推進部

2023年4月

可能性検証 公募概要

(1) 全体概要

「可能性検証」は、研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）トライアウトで行ってきた地域の大学等の基礎研究成果による企業ニーズの達成を目指す支援に加えて、大学等の成果に基づくスタートアップ等の創出も視野に入れた実用化の可能性も検証するものです。

具体的には、大学等の研究成果について企業等との連携による実用化や起業に挑戦できる可能性を検証するための試験研究を行い、実用化の可能性を判断し、それに向けた本格的な研究開発等に移行することで、科学技術イノベーションの創出や、社会的・経済的な波及効果の創出を期待します。

【起業挑戦】 起業を検討する提案。

研究代表者、支援人材の2者で実施（企業担当者を含め3者での実施も可）。

【企業等連携】 既存企業への技術移転を検討する提案。

研究代表者、支援人材、ニーズ元企業担当者の3者で実施。

※ 実用化に向けてより効果的に推進するため、研究開発の進捗状況等に応じて、提案時の【起業挑戦】・

【企業等連携】の設定にかかわらず、より適切な方法での実用化を目指して柔軟に検討いただきます。

※ 研究開発期間中に当初計画から変更して起業の検討を行うこととした場合で、かつJSTが認めた場合には、最大で600万円まで研究開発費総額を措置することが可能です。

(2) 研究開発期間： 最長2年度

※ 2023年10月から2024年9月末まで（1年）もしくは、
2023年10月から2025年3月末まで（1.5年）のいずれかを選択

(3) 研究開発費（総額、間接経費含む）：

【起業挑戦】 上限600万円 ※

※ 研究開発費として、特許調査、競合調査、市場調査、試作品によるユーザー評価など
プレマーケティング等の費用も支出可能

【企業等連携】 上限300万円

※ 研究開発期間中に当初計画から変更して起業の検討を行うこととした場合で、かつJSTが
認めた場合には、最大で600万円まで研究開発費総額を措置することが可能です。

JSTから企業等への研究開発費の直接配分は行いません。

目次

第 1 章 研究提案公募にあたって	6
1.1 「大学発新産業創出基金事業」について	6
1.2 「可能性検証」について	6
1.2.1 目的・狙い	6
1.2.2 研究開発体制、マネジメント	8
1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	11
1.3.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	11
1.3.2 ダイバーシティの推進について	12
1.3.3 公正な研究活動を目指して	13
第 2 章 公募・選考	15
2.1 公募の対象となる研究開発課題	15
2.2 募集期間	15
2.3 研究開発費（提案可能な額 いずれも総額、間接経費含む、税込み）	15
2.4 研究開発実施期間	16
2.5 採択予定件数	16
2.6 選考スケジュール	16
2.7 応募の要件	18
2.8 重複実施の制限について	19
2.9 応募方法	23
2.10 選考方法	25
2.11 応募課題情報の公開について	26
2.12 利益相反マネジメントの実施	27
2.13 選考の観点	30
第 3 章 採択後の研究推進等について	31
3.1 研究計画の作成	31
3.2 委託研究開発契約	31
3.3 研究開発費	32
3.3.1 直接経費	33
3.3.2 間接経費	36
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について	37
3.4 研究開発の推進	37
3.5 事後評価	37
3.6 追跡調査	37
3.7 研究開発参加者等の責務等	37
3.7.1 確認書の提出について	37
3.7.2 研究倫理教材の受講・修了について	38
3.7.3 研究開発の推進・管理	38

3.7.4 事後評価への対応	39
3.7.5 研究開発の成果等の発表	39
3.7.6 追跡調査	39
3.8 研究機関の責務等	39
3.8.1 研究開発契約の締結	40
3.8.2 研究開発費の管理・監査の体制整備	40
3.8.3 研究開発活動における不正の防止	40
3.8.4 ガイドラインの周知	41
3.8.5 研究開発費の経理管理	41
3.8.6 知的財産権の帰属等	41
3.8.7 報告、調査への対応	42
3.8.8 支払い方法の変更、研究開発費の縮減等の措置	42
3.8.9 研究開発機関が国もしくはは地方自治体の機関の場合	42
3.8.10 研究倫理に関する教材の受講及び修了	42
3.8.11 取得物品の帰属	42
3.9 その他留意事項	43
3.9.1 JREC-IN Portal のご利用について	43
第 4 章 応募に際しての注意事項	44
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	44
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	45
4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 ..	48
4.4 不正使用及び不正受給への対応	49
4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	51
4.6 関係法令等に違反した場合の措置	51
4.7 繰越について	51
4.8 府省共通経費取扱区分表について	52
4.9 費目間流用について	52
4.10 年度末までの研究期間の確保について	52
4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	53
4.12 研究設備・機器の共用促進について	53
4.13 博士課程学生の処遇の改善について	55
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	56
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	57
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	57
4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について	57
4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	58
4.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	60
4.20 社会との対話・協働の推進について	60

4.21	オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて	61
4.22	NBDCからのデータ公開について	62
4.23	論文謝辞等における体系的番号の記載について	62
4.24	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	63
4.25	競争的研究費改革について	63
4.26	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	64
4.27	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	65
4.28	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	69
4.29	e-Rad上の課題等の情報の取扱いについて	69
4.30	e-Radからの内閣府への情報提供等について	70
4.31	研究者情報のresearchmapへの登録について	70
4.32	JSTからの特許出願について	70
4.33	生物遺伝資源等利用に伴う各種規制	70
4.34	生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い	71
4.35	人権及び利益保護への配慮	71
4.36	社会的・倫理的配慮	71
4.37	研究者の安全に対する責任	72
4.38	応募情報及び個人情報取扱い	72
4.38.1	応募情報の管理について	72
4.38.2	個人情報の管理について	72
4.39	JSTの研究開発の成果（研究開発ツール）について（ご案内）	73
4.40	既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について	74
第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について		76
5.1	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	76
5.2	e-Radを利用した応募方法	76
5.3	その他	77
5.4	e-Radでの応募の操作方法	78
第6章 Q&A		79
課題提案書		94
企業の業種表		110
可能性検証問い合わせ窓口		111

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.1 「大学発新産業創出基金事業」について

「大学発新産業創出基金事業」は、大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を進めるとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等を実施可能な環境の形成を推進します。

1.2 「可能性検証」について

「可能性検証」は、研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）トライアウトで行ってきた地域の大学等の基礎研究成果による企業ニーズの達成を目指す支援に加えて、令和 4 年度第 2 次補正予算「大学発スタートアップ創出の抜本的強化」の一環として、大学等の成果に基づくスタートアップ等の創出も視野に入れた実用化の可能性を検証するため、新たに「可能性検証」に発展させ、実施するものです。

大学発新産業創出基金事業内の制度のほか、A-STEP 各メニューとも連携し、効果的な研究開発成果の実用化の可能性検証を実施します。

1.2.1 目的・狙い

可能性検証は、社会課題解決等に向けて、大学等^{※1}の研究成果について企業等^{※2}との連携を通じた実用化や起業^{※3}の可能性を検証するための試験研究を実施するものです。

社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できるイノベーションの創出に向け、本格的な研究開発を実施するための基礎となる研究成果に基づく技術シーズ^{※4}の形成や、事業化の可能性を判断するための事業化エビデンス^{※5}の取得を目指します。研究開発や調査等を通して、より適切な方法での実用化を目指して柔軟に検討いただきます^{※6}。

可能性検証では、幅広い分野からの研究開発提案を対象としています。なお、自然科学と人文・社会科学の融合による「総合知」^{※7}を活用した提案や、地域の大学等の研究者による地域社会の改革やグローバル課題の解決に貢献する研究開発の提案も期待します。

可能性検証による支援終了後には、得られた技術シーズや事業化エビデンスを基に実用化の可能性と適切な戦略を判断し、それに向けた本格的な研究開発等に移行することで、科学技術イノベーションの創出や、社会的・経済的な波及効果の創出を期待します。

※1 「大学等」とは、大学、高等専門学校、公的研究開発機関、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人をいいます。

ただし、一般財団法人、一般社団法人は、以下をすべて満たすものが対象です。

1. 旧制公益法人から移行したものであること
2. 非営利型法人であること
3. 定款に事業として「研究」を含むこと

※2 「企業等」とは、日本の法人格を有する「大学等」以外の機関をいいます。なお、個人事業主は対象となりません。

※3 可能性検証では、ニーズ元企業からのスピンオフやスピンアウト、カーブアウトなどによる起業も対象とします。

※4 可能性検証における「技術シーズ」とは、大学等による研究成果、及び、実現を目指す技術の実現可能性を裏付ける、研究成果に直結した成果(知的財産権等も含む)の総体を指します。なお、知的財産戦略に関して、国において旧来の知的財産権に加え「スタートアップ・大学による活用」「標準化」「データ利活用」等の重要性も踏まえた知的財産推進計画が公表されています。

「知的財産推進計画 2022」(知的財産戦略本部 令和 4 年 6 月 3 日)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2022.pdf>

※5 可能性検証における「事業化エビデンス」とは、起業による技術移転の可能性を判断するために実施した試作品に基づくユーザー評価や、市場調査、競合調査等各種の評価、調査の結果得られた各種情報を指します。

※6 研究開発期間中に当初計画から変更して起業の検討を行うこととした場合で、かつ JST が認めた場合には、最大で 600 万円まで研究開発費総額を措置することが可能です。

※7 『社会的価値を生み出す人文・社会科学の「知」と自然科学の「知」の融合による「総合知」』
(第 6 期科学技術・イノベーション基本計画 (令和 3 年 3 月 26 日閣議決定))

内閣府「総合知」ポータルサイト (<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html>)

『「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策<中間とりまとめ>』

(総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会 (令和 4 年 3 月 17 日))

https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusikisha/20220317/siryo1_print.pdf

なお、総合知の基本的考え方と戦略的な推進方策については、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会で検討が進められています。当該検討結果等を参考にして引き続き推進方法の検討・改善等を図ります。

1.2.2 研究開発体制、マネジメント

可能性検証では、大学等の研究者が研究代表者として研究開発課題を取りまとめ、企業担当者、支援人材^{※7}と共に研究開発を推進していただきます。(起業を検討する提案では、企業担当者は任意)

JST は、大学等に研究開発費を支援します。(企業等への研究開発費の配分は不可)

可能性検証では、提案された研究開発計画に関し、研究開発の状況に対する研究開発費の規模、実施期間等について、研究開発を効果的・効率的に推進するために、研究開発計画の最適化を必要に応じて行います。研究開発の進捗状況等に応じて、提案時の【起業挑戦】・【企業等連携】の設定にかかわらず、より適切な方法での実用化を目指して柔軟に検討いただきます^{※8}。

また、研究開発の推進中には、より効率的な推進のため、プログラムオフィサー（PO）が研究開発課題全体のマネジメントを行い、適宜アドバイスをを行います。

また、全国の「マッチングプランナー」が各課題のサポートを実施します。

※7 「支援人材」とは、本応募課題を、実用化に向けて継続的に支援できる役割を担う人材のことをいいます。例えば国・地方公共団体・非営利団体・公的機関・大学等・企業等に所属しているコーディネータ、リサーチ・アドミニストレーターその他、実用化を目指す企業担当者、経営者候補となる方、スタートアップ支援者（起業に向けた支援を行う方、ベンチャーキャピタリストやメンター）などが該当します。学生（博士課程学生も含む）は支援人材になれません（課題への参画は可能です）。

※8 研究開発期間中に当初計画から変更して起業の検討を行うこととした場合で、かつ JST が認めた場合には、最大で 600 万円まで研究開発費総額を措置することが可能です。

<マッチングプランナーとは>

「マッチングプランナー」は、企業や地域などが直面している解決すべき課題（ニーズ）とその解決につながり得る大学などの研究成果、知的財産（シーズ）を結ぶ専門人材です。全国 5 カ所のオフィスに駐在し、地域における産学官ネットワークと連携しながら企業や大学等を訪問し、相談を重ね、ニーズとシーズを把握します。秘密保持を徹底し、把握したニーズとシーズ、地域における課題などから、駐在するエリア内外に関わらず最も適したマッチングを模索及び提案し、共同研究開発へのステップアップを支援します。たとえば、以下のような支援活動を行います。

(例)

- ・企業等での研究開発によって抽出された課題の解決に資する大学等の研究成果とのマッチング
- ・地域の課題の解決や地域の特色・強みの活用に資する大学等の研究成果の掘り起こし
- ・大学等における研究成果の活用可能性のある企業等とのマッチング
- ・本研究開発に係る計画書や報告書の作成に関するサポート
- ・JST の研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）他メニューや他省庁の産学共同研究開発プログラム等への橋渡し
- ・研究成果の広報機会の提供
- ・各種起業相談窓口等へのつなぎこみ

全国を5つの地域に分け、それぞれに活動拠点を設置しております。企業等、大学等の方でマッチングプランナーとの面談を希望される場合は、まずは本要領最終ページに記載の可能性検証担当窓口までご相談ください。



- 研究委託 ※1
- 管理・評価等

- 各種報告
・申請など

- 計画書作成サポート
- 研究開発サポート
- 次段階のプログラム紹介等

研究開発実施体制


代表機関 ※2
 研究代表者


ニーズ元企業 ※3
 企業担当者


**その他大学および
企業等**
 各参画機関の
実施責任者


支援人材
 コーディネータ、
 スタートアップ支援者、
 企業担当者が兼任 等

※1 JST は委託研究開発開発費を受け取る個々の機関と個別に委託研究開発契約を締結

※2 「代表機関」：研究代表者が所属する機関

※3 「ニーズ元企業」：本提案で開発ニーズを持つ企業等（【起業挑戦】では参加任意）

1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.3.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思いをします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）とJSTの取組等については、以下のウェブページを参照してください。

（和文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.3.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

1.3.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

公募要領 可能性検証

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長

第 2 章 公募・選考

2.1 公募の対象となる研究開発課題

可能性検証では、特定の分野を指定せずに幅広く募集します。

応募にあたっては、現時点で検討する実用化の方法を下記の 2 つのコースから選択していただきます（実用化に向けてより効果的に推進するため、研究開発の進捗状況等により、当初の設定にかかわらず、より適切な方法での実用化を目指して柔軟に検討いただきます）※。

【起業挑戦】 起業を検討する提案。

【企業等連携】 既存企業への技術移転を検討する提案。

※ 研究開発期間中に当初計画から変更して起業の検討を行うこととした場合で、かつ JST が認めた場合には、最大で 600 万円まで研究開発費総額を措置することが可能です。

医療分野の研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が担っているため、【企業等連携】では原則として募集の対象外となります。
（【起業挑戦】は医療分野も募集対象となります。）
AMED ウェブサイト：<https://www.amed.go.jp/>
判断が難しい場合は、[公募要領最終ページの可能性検証担当窓口](#)までご相談ください。

2.2 募集期間

募集期間	
開始	締切
2023 年 4 月 4 日（火）	2023 年 5 月 25 日（木） 正午 (e-Rad での応募手続きが完了していること)

2.3 研究開発費（提案可能な額 いずれも総額、間接経費含む、税込み）

【起業挑戦】 上限 600 万円※

※ 研究開発費として、特許調査、競合調査、市場調査、試作品によるユーザー評価などプレマーケティング等の費用も支出可能

【企業等連携】 上限 300 万円

※ 研究開発期間中に当初計画から変更して起業の検討を行うこととした場合で、かつ JST が認めた場合には、最大で 600 万円まで研究開発費総額を措置することが可能です。

なお、JST から企業等への研究開発費の直接配分は行いません。研究開発の再委託も不可です。

研究開発要素を含まない外注は可能ですが、利益排除が必要となる場合があります。

研究開発費の費目等の詳細につきましては、「3.3 研究開発費」をご参照ください。

2.4 研究開発実施期間

最長 2 年度

※2023 年 10 月から 2024 年 9 月末まで（1 年） もしくは、2023 年 10 月から 2025 年 3 月末まで（1.5 年） のいずれかを選択し、課題提案書に記入していただきます。

2.5 採択予定件数

120 課題程度

件数は課題提案の状況や予算により変動する可能性があります。

2.6 選考スケジュール

募集締切後のおおよその選考スケジュールは以下のとおりです。

書類選考	2023 年 5 月下旬～8 月下旬
課題選定	2023 年 8 月下旬
研究開発開始	2023 年 10 月 1 日（予定）

※ 日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。最新のスケジュールは大学発新産業創出基金事業ウェブサイトに掲載します。

2023 年度公募の公募説明会は、オンライン配信にて実施予定です。応募に関する説明資料を大学発新産業創出基金事業ウェブサイトに掲載しますので、下記 URL よりご確認ください。また、今後、変更があった場合についても、大学発新産業創出基金事業ウェブサイトでご案内させていただきます。

【大学発新産業創出基金事業ウェブサイト】 <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

※ 同一の研究代表者が、可能性検証に複数の課題を応募することはできません。A-STEP の各支援

メニューとの重複応募は可能です。「大学発新産業創出基金事業」、「大学発新産業創出プログラム（START）」との重複については、「2.8 重複実施の制限について」をご確認ください。

2.7 応募の要件

(1) 応募者の要件

1. 可能性検証では課題応募を行った大学等の研究者が研究代表者となります。研究代表者は以下の3つを満たすことが必要です。
 - a. 本提案の基となる、技術移転の可能性が見込まれる研究成果の創出に関わった者であること（同成果の基となる特許がある場合は、その発明者であること）。
 - b. 研究開発の実施期間中、日本国内に居住していること。かつ、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。常勤の研究者でない場合は、研究委託を受ける機関が委託研究開発契約を締結するにあたり、契約上、代表研究者として認め、本要項記載の条件で研究受託が可能であること。
 - c. 応募時点で研究倫理に関する教育プログラムを修了[※]している こと。
[※]所属機関で研究倫理に関する教育プログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて「eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版」を受講することができます。応募時点ではダイジェスト版の修了をもって応募要件を満たした事としますが、採択された場合はJST が指定する「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます。また、研究開発参加者で研究倫理教育を受講・修了していない者についてもJST 指定単元の修了が必須となります。（「[4.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について](#)」を参照）。
2. 同一の研究代表者が、本公募に複数の課題を応募することはできません（【起業挑戦】と【企業等連携】の別によらず不可）。また、本公募と重複して実施できない公募がありますので、「[2.8 重複実施の制限について](#)」を必ずご確認ください。
3. 同一の研究課題において研究代表者と支援人材を兼務することはできません。

(2) 研究開発体制の要件

【起業挑戦】研究代表者、支援人材の **2 者が必須**です。（企業担当者を含め3者での提案も可）

【企業等連携】研究代表者、企業担当者、支援人材の **3 者が必須**です。

- ※ 【起業挑戦】において企業担当者が参画する場合については、当該企業が将来のユーザーとなる場合や、企業担当者が将来の経営者候補となる場合などを想定しています。
- ※ 企業担当者及び支援人材は複数存在してもかまいませんが、課題提案書および e-Rad の入力欄には、それぞれ代表となる方を1名記載してください。
- ※ 企業担当者と支援人材の兼務は可能です。
- ※ 地域課題の解決を目指す場合などにおいて、必要に応じ、自治体などの地域の関係者も参加可能で

す。研究開発機関において旅費等の支出対象者とすることが可能です。（「3.3.1 直接経費」参照）

（3）研究機関等の要件

JST から研究開発費の配分を受ける機関およびニーズ元企業（本提案で開発ニーズを持つ企業等）は、日本の法人格を保有している必要があります。

（4）その他

1. 研究開発費総額が上限金額を超える提案は不可。
2. 課題提案書で必須様式が揃っていない提案・必須項目が記入されていない提案・記載者の指定がある項目で指定された記載者以外が記載している提案は、要件不備となり形式審査で不採択となることがあります。
3. e-Rad による応募は研究代表者の ID で行ってください。それ以外の ID から応募された提案は受け付けません。

2.8 重複実施の制限について

同一の研究代表者は以下のうち 2 つ以上の事業を同時に実施することはできません。応募段階での制限はありませんが、複数の事業に応募した場合は採択が決定した段階で、可能性検証を実施するか、他事業の審査結果を待つために可能性検証を辞退するか選択していただきます。また、同一の研究代表者が、可能性検証に複数の課題に応募することはできません。なお、A-STEP の各支援メニューとの重複応募は可能です。

<対象事業（※8）>

○起業を目指す取組を支援する事業

【大学発新産業創出基金事業】

- ・ 起業実証支援（①）
- ・ 可能性検証（【起業挑戦】の提案）（②）
- ・ 起業実証支援、可能性検証以外の他事業（予定）（※9）（③）

【研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）】

- ・ 起業実証支援（④）
- ・ ビジネスモデル検証支援（⑤）
- ・ SBIR フェーズ 1 支援（⑥）

- ・大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題 (⑦)
- ・大学・エコシステム推進型 大学推進型内の研究開発課題 (⑧)

○技術移転を目指す取組を支援する事業 (※10)

【大学発新産業創出基金事業】

- ・可能性検証 (【企業等連携】の提案) (⑨)

【研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START)】

- ・SBIR フェーズ1 支援 (⑩)

※8 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START) および同プログラムで推進している各事業の詳細や大学発新産業創出基金事業の詳細については以下のホームページをご参照ください。

START 事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/start/>

大学発新産業創出基金事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

※9 大学発新産業創出基金事業内には、起業を目指す取組のみ支援する事業、起業を目指す取組と技術移転を目指す取組の両方を支援する事業など、種類の異なる複数の事業があることを想定しています。

※10 SBIR フェーズ1 支援及び大学発新産業創出基金事業において「技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合」は、上記対象事業のうち起業を目指す他事業と2件同時に実施することが可能です (同一の事業へは起業/技術移転に関わらず複数課題を応募することはできません)。ただし、両者で技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することはできません。

<重複制限の例>

例1 : 「SBIR フェーズ1 支援 (技術移転)」 (上記⑩) と大学発新産業創出基金事業内の「可能性検証 (【企業等連携】)」 (上記⑨)

→同時実施不可 (両方に応募することは可)

例2 : 「SBIR フェーズ1 支援 (技術移転)」 (上記⑩) と「ビジネスモデル検証支援 (起業)」 (上記⑤)

→異なる事業への「起業を目指す取組」「技術移転を目指す取組」の応募のため、技術シーズが異なれば同時実施可

例 3 : 大学発新産業創出基金事業内の「可能性検証（【企業等連携】）」（上記⑨）と、大学発新産業創出基金事業内の「起業実証支援」または「起業実証支援、可能性検証以外の他事業（予定）」（起業）（上記①または③）

→「起業を目指す取組」と「技術移転を目指す取組」で、かつ異なる事業への応募のため、技術シーズが異なれば同時実施可

例 4 : 大学発新産業創出基金事業内の「可能性検証（【企業等連携】）」（上記⑨）と、大学発新産業創出基金事業内の「可能性検証（【起業挑戦】）」（上記②）

→「起業を目指す場合」と「技術移転を目指す場合」となるが、同一の事業に複数応募するケースのため、同時応募不可

<重複実施制限の一覧表>

		大学発新産業創出基金事業※				研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム					
		起業実証 支援 ①	可能性検証		起業実証 支援、可能 性検証以 外の他事業 (予定) ③	ビジネスモ デル検証 支援⑤	SBIR フェーズ 1 支援		スタートア ップ・エコシ ステム形 成支援内 の研究開 発課題⑦	大学推進 型内の研 究開発課 題⑧	
			【起業挑 戦】②	【企業等 連携】⑨			起業による 技術シーズ の事業化を 目指す場合 ⑥	技術移転に よる技術シ ーズの事業 化を目指す 場合⑩			
大学 発新 産業 創出 基金 事業 ※	起業実証支援 ①	—	×	○	×	×	×	○	×	×	
	可 能 性 検 証	【起業挑戦】②	×	—	—	×	×	×	○	×	×
		【企業等連携】⑨	○	—	—	○	○	○	×	○	○
	起業実証支援、可能性 検証以外の他事業（予 定）③		×	×	○	—	×	×	○	×	×
研究 成果 展開 事業 大学 発新 産業 創出 プロ グラ ム	ビジネスモデル検証支援 ⑤		×	×	○	×	—	×	○	×	×
	SBIR フェ ーズ 1 支援	起業による技術シ ーズの事業化を 目指す場合⑥	×	×	○	×	×	—	—	×	×
		技術移転による技 術シーズの事業化 を目指す場合⑩	○	○	×	○	○	—	—	○	○
	スタートアップ・エコシステム 形成支援内の 研究開発課題⑦		×	×	○	×	×	×	○	—	×
	大学推進型内の 研究開発課題⑧		×	×	○	×	×	×	○	×	—

※大学発新産業創出基金事業内には複数の事業があることを想定しています。

【凡例】

○：同時に実施可

※ それぞれ技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することできません。

×

※ 両方に応募することは可能ですが、一方の事業の採択が決定した段階で、当該事業を実施するか、他事業の審査結果を待つために当該事業を辞退するか選択していただきます。

- : 同時に応募不可 (同一事業への複数応募は不可)

2.9 応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて行っていただきます。ログイン ID をお持ちでない方は、速やかに研究者登録をお済ませください。研究開発費の配分を受けて本応募に参画する機関 (**企業等も含む**) がある場合は、応募前までに機関登録、研究開発費の配分を受ける各機関の実施責任者の研究者登録が必要ですのであわせてご確認ください。(登録には2週間ほどかかる場合もございますので、余裕を持ってご登録ください)

また、事前に、研究機関及び研究者の登録、研究インテグリティ^{*}に係る情報の入力が必要です。

※ 「4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保」参照。

締切間際は e-Rad のシステム負荷が高くなり、応募に時間がかかる、完了できない、修正のため一度引き戻したが再度応募できなかった、等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にとって応募を完了してください。

なお、募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない課題提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

e-Rad および e-Rad を通じた応募手続きの方法については、「第5章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」をご確認ください。

(1) 応募に必要な書類

公募要領及び提案書様式は大学発新産業創出基金事業ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

提出された応募書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等の取扱いについては「4.38 応募情報及び個人情報の取扱い」に準じます。

応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(2) 課題提案書様式について

課題提案書は以下の項目からなります。1～13 はすべて必須項目です。一部の項目は記載者の指定があります。課題提案書様式に記載の注釈をよく読み、指示に従って作成してください。

項目名	内容
基本情報	課題名、研究代表者等の情報を記載
1 課題概要	応募課題の概要を記載（300字以内） ※採択後、別途公開用に再作成いただきます
2 技術シーズ	基となる研究成果の独自性、開発する技術の優位性について記載
3 イノベーションインパクト	実現を目指す技術のメリットや市場性、解決される課題について記載するとともに、技術の社会実装に伴う社会的・経済的波及効果について記載
4 研究開発の目標	技術の実現可能性を判断するための、本研究開発期間終了時点での具体的な目標を記載
5 研究開発の計画	目標達成に向け、または起業の可能性検証に向け、研究開発期間中に実施する項目や内容、スケジュール等を記載
6 支援人材のコメント	他技術への展開可能性や、研究開発の推進を後押しする環境、技術移転や起業に向けた懸念点と対応予定、支援人材の果たす役割等を記載
7 研究開発費執行計画	研究開発費の執行計画について、具体的に記載 ※上限額を超過した場合、要件不備となります
8 研究開発の体制	研究開発への参加者を記載
9 研究費の応募・実施等の状況・エフォート	競争的研究費、助成金等の事業への応募・実施、および民間企業等（海外を含む）からの研究費等の受け入れ状況を記載
10 関連文献リスト	研究代表者による、応募課題の研究開発に関する論文発表や出願特許等を記載
11 専門用語等の説明	課題提案書内で用いた専門用語、特殊用語等について簡単に説明
12 法令遵守にかかる申告	法令・指針等に基づき事前の承認・実施可能性の確認が必須である事項について、適切な措置が講じられているか等を記載
13 利益相反マネジメントにかかる申告書	「2.12 利益相反マネジメントの実施」に基づき、該当有無を申告

(3) 提出にあたっての注意事項

- a. 「e-Radによる提出」締切は「2.2 募集期間」をご覧ください。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない課題提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

- b. 必須としている提出書類に不足・不備がある場合は要件不備となり形式審査で不採択となることがあります。
- c. 提出いただいた書類の返却、締切後の差し替え、追加、変更等には一切応じられません。
- d. 研究代表者が課題提案書を取りまとめて応募を行ってください。支援人材、企業担当者からの応募は受け付けません。
- e. **応募にあたっては、必ず研究開発に参画する全ての機関の事前了解を得ておいてください。**なお、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設置されている場合は、当該部門の了解も得ておいてください。**(e-Rad 上での承認操作などは特にありません。応募された時点で、事前了解は得られているものとみなします。)**
- f. 課題提案書作成にあたっては、様式を参考に簡潔かつ要領良く作成してください。また、課題提案書は、WORD から PDF への変換処理をしてください。PDF 変換は原則、e-Rad の機能を使用して行ってください。(e-Rad にアップロードできる最大容量は 30MB です)。
加えて、**変換後の pdf が問題なく閲覧できる (文字化けや図表の位置ずれ等が起こっていない) ことを確認してください。**審査の際、判読が困難な部分は書かれていないものとして扱う事もあります。
- g. PDF ファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定を行わないでください。
- h. 課題提案書には下中央に通し頁 (- 1 -) を付けてください。
- i. 締切の少なくとも 2 週間以上前に e-Rad への登録 (研究代表者及び所属研究機関の登録が必要) を済ませてください。
- j. 課題提案書は、e-Rad にアップロードしてください。郵送、持参、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません。
- k. 誤って郵送、FAX、電子メール等で送付された場合、発送者への連絡・返却は行わず、機密文書として処分致します。
- l. 課題提案書の内容は、JST のフォローアップなどの活動や JST 内他事業への情報提供に利用させていただきますが、秘密保持については厳守いたします。

2.10 選考方法

選考スケジュールは「2.6 選考スケジュール」をご覧ください。

(1) 選考の流れ

選考は非公開で行われ、選考の経過は通知しません。また、お問い合わせにも応じられません。

選考は、次の手順により実施されます。

① 形式審査

提出された応募書類について、応募の要件（研究代表者の要件、応募額、応募必要書類の有無等）を満たしているかについて審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

② 書類選考

PO が外部有識者等の協力を得て、「2.13 選考の観点」に基づいて書類選考を実施し、採択候補課題を選考します。なお、選考の過程において応募内容等について問い合わせを行う場合があります。

③ 採択課題の選定

この結果をもとに JST が採択課題を選定します。

(2) 選考結果の通知

選考の結果については、採否にかかわらず、研究代表者に e-Rad を通じて通知します。各メニューの選考の日程は「2.6 選考スケジュール」をご覧ください。

※ 書面による通知が必要な場合は、採択後に改めてご連絡ください。

※ 日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。最新のスケジュールは大学発新産業創出基金事業ウェブサイトに掲載します。

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

2.11 応募課題情報の公開について

採択課題については、研究開発課題名、研究代表者情報、実施期間及び課題概要を JST ウェブサイト等で公開します。

(参考：JST プロジェクトデータベース <https://projectdb.jst.go.jp/>)

不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

企業情報（企業名、企業担当者氏名、企業ニーズの内容など）は採択・不採択に関わらず、公表しません。

研究開発費の配分を受けて参画する機関は、採択後の契約時に JST ウェブサイトの契約情報ページで「機関名」、「契約金額」などが公表されます。

(参考：「随意契約情報の公表」

<https://choutatsu.jst.go.jp/html/announce/zuiijoho.pdf>)

※応募情報の管理については「4.38 応募情報及び個人情報の取扱い」を参照してください。

2.12 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究開発担当者[※]に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。

※研究開発担当者は、研究代表者及び JST から研究開発費の配分を受ける機関における実施責任者の総称です。

- a. 研究開発担当者と親族関係にある者。
- b. 研究開発担当者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 研究開発担当者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等を行い、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 研究開発担当者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 研究開発担当者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究開発担当者の利益相反マネジメント

提案者が「研究開発担当者に関係する機関」をニーズ元企業として提案すること、もしくは「研究開発担当者に関係する機関」を参画機関とする提案を行い、「研究開発担当者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究開発担当者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究開発担当者と「研究開発担当者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

※ 「研究開発担当者」とは、研究代表者及び JST から研究開発費の配分を受ける参画機関における実施責任者の総称です。

「研究開発担当者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の二重元企業、参画機関をいいます。なお、a 及び b については研究開発担当者のみではなく、研究開発担当者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究開発担当者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

a. 研究開発担当者等の研究開発成果を基に設立した機関。

※ 研究開発担当者の当該機関の経営等への関与度合いに関わらず、関係する機関に該当します。（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. 研究開発担当者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

※ 「役員」は会社法上の役員その他、執行役員や CTO 等、経営や業務運営について影響力を与えうると認められる者も役員と見なします。

※ 研究開発担当者の所属が企業等の場合、当該機関が実施体制で自身の所属機関としている機関のみの場合は該当しません。

c. 研究開発担当者が株式を保有している機関。

※ 株式の他、持分会社における持分を含みます。

※ 研究開発担当者の所属が企業の場合、自社株は該当しません。

d. 研究開発担当者が実施料収入を得ている機関。

※ 当該機関から直接、もしくは研究開発担当者の所属機関を通して間接、のいずれの支払方法の場合も該当します。

※ 実施権付与している知的財産が本課題提案と関係無い場合も該当します。

※ 研究開発担当者の所属機関における実施（自己実施）による実施料収入は該当しません。

「研究開発担当者に関係する機関」を参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から可能性検証評価・推進会議にて審議します。

そのため、「研究開発担当者に関係する機関」を参画機関とする場合、研究開発担当者の所属機関における規定上、法令上の利益相反取引に関する必要な手続きを行った上で、課題提案書の利益相反マネジメントにかかる申告書にて「研究開発担当者に関係する機関」が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、研究開発担当者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について可能性検証評価・推進会議にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、課題提案書の利益相反マネジメントにかかる申告書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は可能性検証の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.13 選考の観点

可能性検証の選考（形式審査は除く）は、制度の趣旨に鑑みて、以下の観点に基づき総合的に実施します。

① 技術シーズの新規性・優位性

独自性の高い研究成果に立脚し、または、独自の発想に基づく複数の研究成果や技術の組み合わせにより、優位性のある技術を目指した提案であること。

② イノベーションインパクト

実現を目指す技術や製品・サービス等が、利用者等へ直接的なメリットをもたらし、また他の技術の革新等を通じて社会の変革を促し、社会課題等の解決や経済的・社会的価値の創出が期待されること。

③ 研究開発の目標

研究開発期間終了時点までの目標が、技術の実用化・社会実装に向けた課題を認識した上で設定されており、技術の実現可能性の判断を行ううえで妥当であること。

（技術や製品等の実用化・社会実装に向けて必要がある場合、倫理的・法的・社会的な課題（ELSI）等に対する「総合知」の観点からの検討状況・構想も含む。）

④ 研究開発の計画

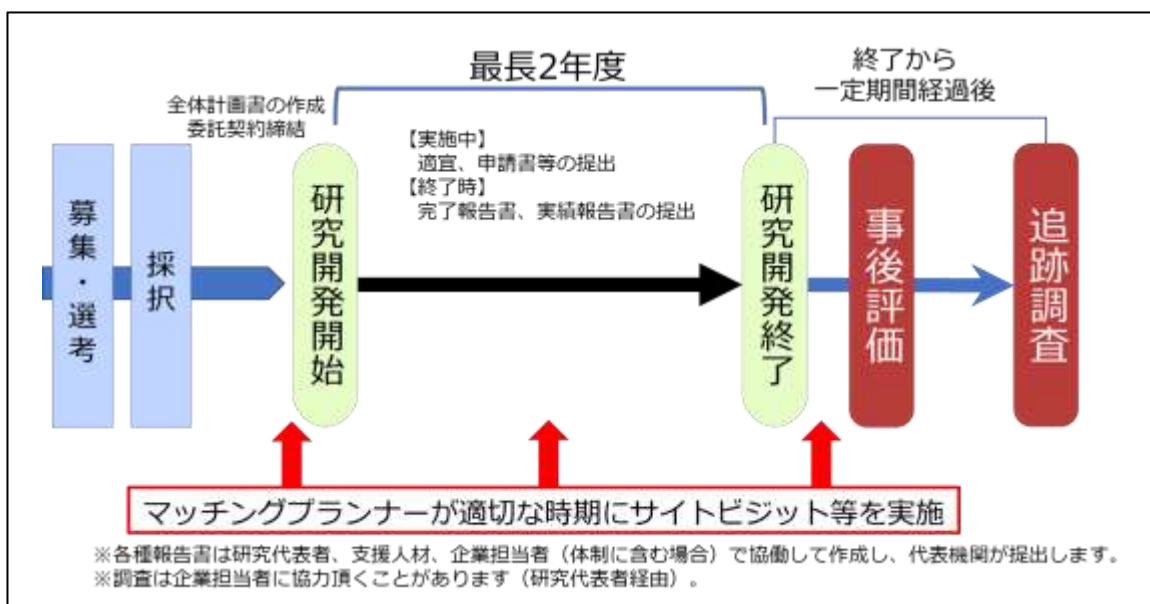
目標達成までの課題が的確に把握され、提案された計画（実施内容、スケジュール、実施体制等）が具体的かつ実行可能であること。

【起業挑戦】特許調査、競合調査、市場調査、試作品によるユーザー評価などプレマーケティング等を含む場合、その計画が起業の可能性判断に向けた検討内容として妥当であること。

なお、評価においては、地域の大学等における研究成果を活用し、地域またはグローバル課題の解決に貢献する研究開発かどうか等の観点も考慮します。

第3章 採択後の研究推進等について

可能性検証の募集・選考から追跡調査に至るまでの概略は下図です。



可能性検証の研究開発推進の流れ

3.1 研究計画の作成

採択後、研究代表者は研究開発課題の研究開発期間全体を通じた全体計画書を作成します。研究開発計画には、研究開発費執行計画や参加者リストなどが含まれます。なお、課題提案にあたっては、必要な研究開発期間、研究開発費の所要額を記載していただきますが、実際に採択される研究開発期間、研究開発費の額は、課題提案書に記載された研究開発実施計画等の選考の結果等に基づき協議し、調整した上で実施させていただくことがありますので、予めご了承ください。また、研究開発の進捗に応じて、研究開発実施計画の変更が可能な場合があります。

3.2 委託研究開発契約

- a. 研究課題の採択後、JST は委託研究開発費を配分する研究開発機関との間で、個別に委託研究開発契約を締結します（原則、複数年度契約）。なお、参画機関が委託費の配分を受けない場合には委託研究開発契約を締結しません。JST は大学等に対して研究開発費を支出します（企業等へは研究開発費を支出しません）。研究開発費の配分を受けて参画する機関には、採択後に「3.8 研究開発機関の責務等」に記載の責務が発生し、JST ウェブサイトの契約情報ページに「機関名」、「契約金額」などが公表されます。

※「参画機関」とは、「研究開発の体制」に記載される全ての機関をいいます。

（参考：「随意契約情報の公表」）

<https://choutatsu.jst.go.jp/html/announce/zuiijoho.pdf>

- b. 委託研究開発契約書は JST で作成した雛型を使用し、個別の条項の修正はお受けしておりません。以下の URL で令和 4 年度「A-STEP トライアウト」の委託研究開発契約書の雛型を確認いただけます。（本公募は新規事業のため、契約書の内容が異なる場合がございます。ご了承ください。）

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_astep1_keiyakusho.pdf

- c. 研究開発機関に対して、委託研究開発契約締結前及び契約期間中に、公的研究費の管理・監査に必要な体制、財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については JST が指定する支払方法に従っていただくこととなる他、契約を見合わせる場合や、契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行う場合があります。

研究機関との委託研究開発契約が締結できない場合には、当該研究開発機関では研究を実施できないことがあります。その際には研究開発体制の見直し等をしていただくこととなります。

詳しくは、「[3.8 研究開発機関の責務等](#)」をご参照ください。

- d. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究開発契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。
- e. 研究開発開始前に、研究開発を実施する参画機関間で、成果の取扱い等に関する取り決めを締結してください。
- f. 参画機関は本研究開発を再委託することはできません。
- g. 採択後に提案内容からの変更が生じた場合は、JST まで速やかにご相談ください。変更内容によっては、契約を締結しない場合があります。

3.3 研究開発費

JST は委託研究開発契約に基づき、直接経費に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究開発費として研究機関に支払います。

<委託研究開発費>

【起業挑戦】 上限 600 万円（総額、間接経費を含む、税込）

【企業等連携】 上限 300 万円（総額、間接経費を含む、税込）

※研究開発費総額が上限金額を超える提案は不可。

※研究開発費は適正な必要額を計上してください。上限額で応募する必要はありません。

※【企業等連携】の提案で、研究開発期間中に当初計画から変更して起業の検討を行うことした場合で、かつ JST が認めた場合には、最大で 600 万円まで研究開発費総額を措置することが可能です。

※研究開発費は年度ごとに必要額を支払いますが、研究開発の進捗に応じて、研究開発費の繰越または前倒しも可能です（JST の承認、変更契約が必要な場合があります）。

3.3.1 直接経費

直接経費とは、研究開発費のうち、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。なお、課題提案にあたっては、必要な研究開発費の額を記載していただきますが、実際に採択される研究開発費の額は、課題提案書に記載された研究開発実施計画等の選考の結果等に基づき協議し、調整した上で実施させていただくことがありますので、予めご了承ください。

① 物品費

研究用設備（※）・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用

※ 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進に係る事項」を参照してください。

② 旅費

研究開発担当者及び全体計画書記載の研究開発参加者に係る旅費、招へい者に係る旅費

※支援人材、課題に参加する地域の関係者（参加者として記載されている者）にも支出可。

※学生の旅費については「第 6 章 Q&A【可能性検証】の Q40」参照。

③ 人件費・謝金

当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費

④ その他

上記の他、当該委託研究開発を遂行するための経費

例： 研究開発成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP 作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注製作費、ソフトウェアライセンス

ンス使用料、検査業務費、特許関連経費、市場調査等の費用、不課税取引等に係る消費税相当額など

※ 研究開発参加者（支援人材を含む）への市場調査等の外注費は、実質的に人件費と見なされるので、認められません。（大学等で雇用し、人件費として支出してください。）

○特許関連経費の直接経費からの支出について

大学発新産業創出基金事業では大学等発スタートアップ創出力の強化に取り組むこととしており、特に国際的に活躍するスタートアップを創出するためには、海外を含めた特許権取得は非常に重要となります。

可能性検証では、大学等を対象として、以下の1から2の要件をすべて満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合は間接経費から支出することが可能です。

1. 研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（本研究開発期間開始前の成果）を出願するものであること。
2. 原則、委託研究期間内に出願すること。

※ 特許出願する場合、事前に特許戦略を十分検討ください。

※ 知財戦略上必要な場合、国内出願が済んでいる特許の外国出願（PCT 出願を含む）も対象となります。

※ 支出にあたっては、知財戦略および特許出願について記載のある計画書が JST で承認されている必要があります。

※ 成果の創出に寄与した研究費制度等において、特許出願に関して制約がある場合には、事前にその制約を確認してください。

直接経費による支出が可能な経費は、出願料（外国含む）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は1言語につき税抜き100万円）等、出願・審査・権利化にかかる経費となります。ただし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外です。判断が難しい場合は JST にご相談ください。

権利が大学に帰属している特許を外国出願する場合は、JST の「知財活用支援事業」も活用できますので、ご相談ください。

https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

なお、国費による支援の重複を回避する観点から、本事業の直接経費で特許関連経費を支出する場合、本事業の研究開発期間中、同一内容の特許出願（外国出願を含む）に対して、本事業以外の国費又は国費を財源とする資金による支出はできません。また、本事業以外の国費又は国費を財源とする資金による支援においては、支援を受けるための要件が別途定められている場合がありますので、事前に十分ご確認ください。

○市場調査等の費用の直接経費からの支出について

可能性検証【起業挑戦】では、起業の可能性検証に必要な特許調査、競合調査、市場調査、試作品によるユーザー評価などプレマーケティング等の費用を直接経費から支出することが可能です。

- ・認められる例： 調査報告書の購入費用、調査業務やアンケートの外注費用、ヒアリング等のためのサンプルの制作費用、展示会出展費用（報告書等において、どのような効果があったか報告いただきます） など
- ・認められない例： 有償配布するサンプルの制作費用、配布先からのフィードバックを伴わないサンプルの制作費用、調査業務を伴わないコンサルティングのみの費用 など

- ※ 技術的目標を確認するための試作費用は、直接経費から支出可能です（上記の調査費用には該当しません）。
- ※ 研究開発要素を含む再委託はできません。
- ※ 研究開発参加者（支援人材を含む）への市場調査等の外注費は、実質的に人件費と見なされるので、認められません。（大学等で雇用し、人件費として支出してください。）

○ニーズ元企業、参画機関等からの調達について

ニーズ元企業、参画機関、それらの100%子会社等から物品・役務の調達を行う場合は、利益排除が必要となる場合があります。詳しくは「第6章 Q&A【可能性検証】のQ45」をご確認ください。

○課題提案書作成における人件費の取扱い

可能性検証では、人件費・謝金の合計は原則として、直接経費の総額（全研究開発機関の合計）の50%以内とします。人件費・謝金の合計が直接経費の総額の50%を超える研究開発を提案すること

は可能ですが、評価の結果を基に、契約前に JST が承認した場合に限り実施可能です。

委託研究開発費で支出できる人件費の範囲については「[第 6 章 Q&A【可能性検証】の Q42](#)」をご参照ください。

大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り、研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

(注)直接経費として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適切と考えられるもの（PC 等、汎用性の高いもの）
- ・研究開発参加者に含まれる経営者候補等への市場調査等の外注費
- ・スタートアップ設立経費、スタートアップ活動経費等（法人登記日前後に関わらず、支出できません。）
- ・委託研究開発費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究開発契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/>

3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として直接経費の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

大学等公的研究開発機関、特に国立大学法人は、原則、間接経費を直接経費の 30%の額とします。

応募に際して間接経費を 30%未満の割合とする研究開発計画とする場合には、必ず機関の事務部門に問題のないことを確認してください。

3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究開発費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究開発契約を複数年度契約としています（なお、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

3.4 研究開発の推進

可能性検証の研究開発期間は「2.4 研究開発実施期間」をご参照ください。

年度終了時には実施報告書、研究開発期間の終了時には完了報告書の提出を求めます。また、委託研究開発契約に基づく各種報告書を提出していただきます。研究開発費の支出状況についての報告は、年度毎／研究開発機関毎に作成していただき、各研究開発機関より提出していただきます。

また、JST は PO を核とした支援体制を構築し、所期の目的が達成されるよう、研究開発の進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）等を通し、研究開発実施者に対して、研究開発実施上必要な協力・支援及び事業終了後のフォローアップ等の一連の業務についての支援を行います。

3.5 事後評価

PO は、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、外部有識者等の協力を得て、研究開発課題の事後評価を行います。

3.6 追跡調査

JST は、研究開発終了後一定期間が経過した後に、起業の状況を含めた実用化状況や研究開発の進捗状況を把握するための追跡調査を実施します。

3.7 研究開発参加者等の責務等

3.7.1 確認書の提出について

研究開発担当者（研究代表者および JST から研究開発費の配分を受ける参画機関の実施責任者）は、提案した研究課題が採択された後、事務処理説明書等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。

- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、対象者が確実に履修するようご注意ください。

3.7.2 研究倫理教材の受講・修了について

すべての研究開発参加者は、研究上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）及び研究開発費の不正使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（オンライン教材）を修了することになります。詳しくは、「4.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」をご参照ください。

3.7.3 研究開発の推進・管理

研究代表者は、研究開発遂行上のマネジメント、成果の公表等、企業等と連携して推進し、本研究開発課題全般についての責任を持つ必要があります。特に計画書、各種承認申請書、定期的な報告書の作成等については、研究代表者が行ってください。作成した書類は大学等の事務担当者を介して JST に提出してください。（上記の報告書のうち、研究開発費の支出状況についての報告は、各研究開発機関より提出していただきます。）

研究代表者は、研究チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。所属する機関だけではなく、課題に参加する機関全体の予算計画及び研究開発費の使用状況を他の研究開発担当者とともに把握をしてください。研究代表者以外の研究開発担当者は、自身担当分の研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。

研究開発担当者は、研究開発参加者や、特に可能性検証の研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。

支援人材は、研究開発期間中から実用化に向けた調整・進捗管理などを行うことで、実用化に向けた取り組みを促進してください。

企業担当者は、研究代表者との定期的な進捗確認、研究内容についての意見交換、実用化に向けた社内外との調整などを通じて本格的な共同研究開発の判断に向けて積極的に取り組んでください。

また、JST は、研究開発期間中、PO 及びマッチングプランナー等の JST 職員による実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査（サイトビジットを含む）を実施するとともに、目的が達成されるよう、必要に応じて研究代表者や支援人材、企業担当者等と面談し、研究開発の遂行上必要な指

導・助言等を行います。研究代表者には進捗状況についての報告を求めます。

実施管理上のサイトビジットについては、必ずご対応くださいますようお願いいたします。

3.7.4 事後評価への対応

課題終了後から概ね 1 年以内に、事後評価を実施します。JST は研究代表者に対し完了報告書の提出を求めます。完了報告書は研究代表者、支援人材、企業担当者（参画している場合）で協働して作成いただきます。

事後評価では、計画書等の内容及び条件に従って着実に遂行されたか否か等についての評価を行います。記載内容について確認をする場合がありますので、その際は追加資料の提出などについてご協力いただきます。

事後評価結果は、研究終了後翌年度末を目処にウェブサイト等において公開いたします。なお、企業情報を含む記載内容は許可無く公開することはありません。

3.7.5 研究開発の成果等の発表

可能性検証により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

研究開発課題終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。また JST から成果の公開・普及の発信に協力を依頼する場合がございます。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST に通知するとともに、本事業による成果であることを必ず明記（参考：「4.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について」）し、公表した資料については JST に提出してください。研究開発期間終了後も成果情報（上市など）の収集にご協力をお願いいたします。

3.7.6 追跡調査

研究開発期間終了から一定期間後に、JST が実施する追跡調査（起業の状況を含めた研究開発の進展状況に関する調査）にご協力いただきます。その他必要に応じて、進捗状況の調査にもご協力いただきます。研究開発終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があればご連絡ください。研究代表者を通じて企業担当者に各種調査の依頼、問い合わせをする場合もありますので、その際はご協力をお願いいたします。

3.8 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下

に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

3.8.1 研究開発契約の締結

研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※以下の URL で令和 4 年度「A-STEP トライアウト」の委託研究開発契約書の雛型を確認いただけます。（本公募は新規事業のため、契約書の内容が異なる場合がございます。ご了承ください。）

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_astep1_keiyakusho.pdf

大学発新産業創出基金の雛形については、追って JST の Web サイトに掲載予定です。

（<https://www.jst.go.jp/contract/index.html>）

3.8.2 研究開発費の管理・監査の体制整備

研究開発機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文科科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.26 (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

3.8.3 研究開発活動における不正の防止

研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.27 (1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

3.8.4 ガイドラインの周知

研究機関は、研究参加者に対して、上記ガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

3.8.5 研究開発費の経理管理

研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究開発費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)

委託研究開発費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.8.6 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）を適用し、同条に掲げられた事項を研究開発機関が遵守すること等を条件として、原則発明者の持ち分に依りて当該発明者が所属する機関に帰属します。

受託機関以外の者が発明等に寄与した場合にも共同研究開発に参加している機関であれば、当該機関に帰属させることが可能です。ただし当該機関にも同条が適用されることが前提です。

日本版バイ・ドール条項が適用されて研究開発機関に帰属した知的財産権が、出願・申請、設定登録、又は実施がなされた際は、JST に対して所要の報告をしていただきます。なお、知的財産権を放棄する際には放棄を行う前に報告が必要となります。さらに、移転又は専用実施権等の設定をされる際は、事前に JST の承諾を得ることが必要となります。

研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。

す。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究開発契約に反しない範囲で参画機関間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

3.8.7 報告、調査への対応

研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

3.8.8 支払い方法の変更、研究開発費の縮減等の措置

研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究開発費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

3.8.9 研究開発機関が国もしくは地方自治体の機関の場合

研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究開発契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究開発契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究開発契約の解除、委託研究開発費の返還等の措置を講じる場合があります。)

3.8.10 研究倫理に関する教材の受講及び修了

研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています(受講等に必要手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

3.8.11 取得物品の帰属

JST が支出する委託研究開発費(直接経費)により機関(大学等)が取得した物品については、取得時点で機関に帰属するものとします。

3.9 その他留意事項

3.9.1 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13万人以上のユーザーにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第4章 応募に際しての注意事項

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究開発費等の全部又は一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Radでの入力方法は「第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施しているeラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去にJSTの事業等においてeAPRIN(旧CITI)を修了している場合

JSTの事業等において、eAPRIN(旧CITI)を応募時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JSTを通じてeAPRIN(旧CITI)ダイジェスト版を受講することができます。

以下URLより受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にあたっては、受講登録が必要となります。受講登録及び受講方法は、上記URLにある受講手順書をご参照ください。

受講登録及び受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と入力してください。

※令和元年 8 月以前に修了した場合は、Ref# から始まる番号になります。

※ (2)-b において、応募時点で受講・修了できなかった場合は、応募要件を満たさないこととなりますので、募集締切に間に合うよう、速やかに受講・修了してください。

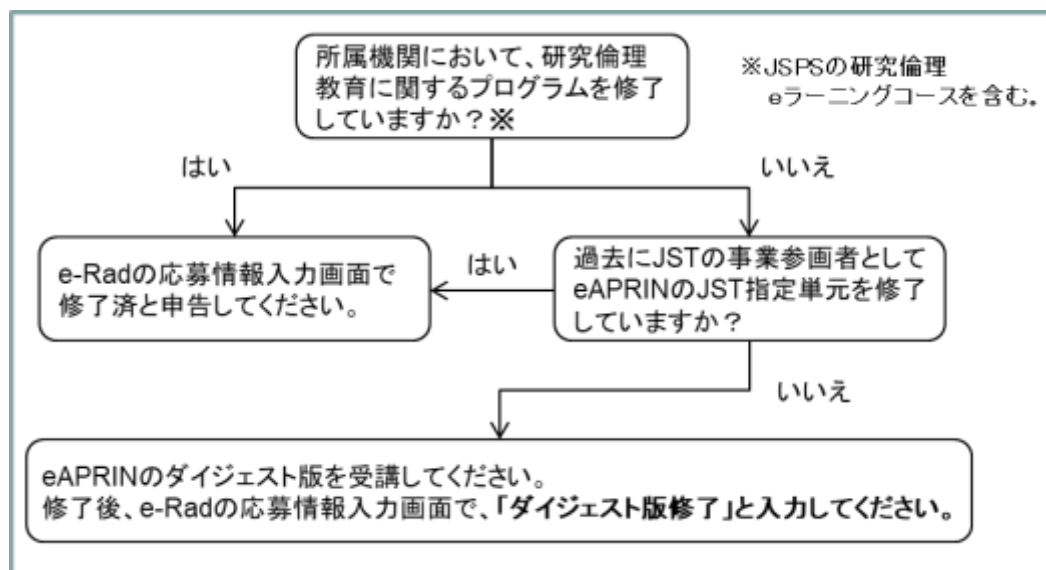
■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます (ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます)。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

- ※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行います。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択さ

れた場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。
この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究開発担当者（研究代表者・主たる共同研究開発者）について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提

出ることがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、

研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3	
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2 1以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機

関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容) について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和 5 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 4 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

本事業では、複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、繰越を行うことが可能です。

4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022asteps309betsu.pdf>

(大学発新産業創出基金については追って記載予定です)

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）の person 費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の person 費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者 (PI) の person 費の支出について (連絡)」(令和2年9月17日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

4.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、当該事業年度における直接経費総額の50%（この額が100万円に満たない場合は100万円）以内であることとしています。

※上記の範囲内であっても、研究開発計画の大幅な変更〔重要な研究項目の追加・削除、研究開発推進方法の大規模な軌道修正など〕を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前にJSTの確認が必要です。

4.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (4) 研究開発期間又は契約期間の終了日が当事業年度の 3 月末日以外の場合は、会計実績報告書と研究開発実績報告書の提出期限を当該終了日の 61 日以内で機構が指定する日までとする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて JST に報告が必要となります (複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会) においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) や「統合イノベーション戦略 2022」(令和 4 年 6 月 3 日閣議決定) において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み (コアファシリティ化) の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（R3.3.26 閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略 2022」[閣議決定（R4.6.3）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
（令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
（令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。

- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査 (速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分 (40 万円以上 45 万円未満) の額について、休日等を除いた実労働日 (19 日~20 日) の勤務時間 (7 時間 45 分~8 時間) で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて~」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5~10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めると

ともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」
（令和 2 年 4 月 10 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、スタートアップやグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取

組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022年5月1日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- ・ 経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

4.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.20 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお

願います。

- 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

4.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表し、令和 4 年 4 月に改訂を行いました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついでには、本事業に参加する研究者は、研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については原則として 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST で定めたメタデータを付与していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.22 NBDC からのデータ公開について」も参照してください。

4.22 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が実施してきたライフサイエンス統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) でも、同センター (現 NBDC 事業推進部) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構 NBDC 事業推進部

電話 : 03-5214-8491

e-mail: [nbdc-kikaku\[at\]jst.go.jp](mailto:nbdc-kikaku@jst.go.jp)

4.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の体系的番号については、採択時にお知らせします。

4.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

研究支援サービスのお知らせです。「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和2年度までに9件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご利用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

- 「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_0001.htm

4.25 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出する必要があります。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和5年4月1日以降、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和5年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究開発契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和4年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和5年度版チェックリストを令和5年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関

については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

(上記のウェブページが変更となっていた場合、文部科学省ウェブページで「令和5年度
チェックリスト」と検索してください。)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」とい

います。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和5年4月1日以降、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から令和5年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究開発契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和4年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和5年度版研究不正行為チェックリストを令和5年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

(「研究機関の体制整備状況等に関する調査」に掲載されている「令和5年度の体制整備状況等に関する調査」を参照してください。)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究開発契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページ

において公開します。

4.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

4.31 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

4.32 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.33 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。

研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等（生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認及び対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【参考】生物多様性条約（CBD）に基づく生物資源へのアクセスと利益分配 – 企業の為のガイド – （一般財団法人バイオインダストリー協会）

<https://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ウェブサイト

<https://www.cbd.int/>

4.34 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発^(注)の有無を確認してください。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを完了してください。

(注) 詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

文部科学省ウェブサイト「生命倫理・安全に対する取組」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

環境省ウェブサイト「「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

4.35 人権及び利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う提案の場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募前に適切な対応を行っておいてください。

4.36 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認

められるものについては、選考の段階で不採択となります。

また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

4.37 研究者の安全に対する責任

本事業の研究開発実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JST は一切責任を負いません。

4.38 応募情報及び個人情報の取扱い

4.38.1 応募情報の管理について

課題提案書等の提出物は審査のために利用します。なお、審査には JST 内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

不採択の提案に関する情報は、その内容の一切を公表しません。

また、非公開の内容を含めて、JST のフォローアップなどの活動や JST 内他事業への情報提供に利用させていただきますが、秘密保持については厳守いたします。

4.38.2 個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ✓ A-STEP の審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ✓ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ✓ JST が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

4.39 JSTの研究開発の成果（研究開発ツール）について（ご案内）

JSTでは基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。

そのうち、研究開発基盤（研究開発プラットフォーム）の構築・発展を目指したJST先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。

研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは先端計測のウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/sentan/>) をご覧下さい。



4.40 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年六月二十九日法律第七十八号）、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年六月十一日法律第六十三号）等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究開発の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考：主な共用施設・設備等の事例>

「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設 (課題申請スケジュール等、利用に関する情報は各施設のご案内を参照してください。)
大型放射光施設「SPring-8」 (毎年5月頃、11月頃に公募) https://user.spring8.or.jp/
X線自由電子レーザー施設「SACLA」 (毎年5月頃、11月頃に公募) http://sacra.xfel.jp/
大強度陽子加速器施設「J-PARC」 (毎年5月頃、10月頃に公募) https://j-parc.jp/c/index.html
「京」を含むハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)システム https://www.hpci-office.jp/
ナノテクノロジープラットフォーム https://nanonet.go.jp/
つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点(TIA-nano) https://tia-nano.jp/
創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(BINDS) https://www.binds.jp/
ナショナルバイオリソースプロジェクト https://www.nbrp.jp/

「きぼう」日本実験棟／国際宇宙ステーション
<https://iss.jaxa.jp/kiboexp/participation/>

○高エネルギー加速器研究機構との連携について

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・放射光実験施設から、放射光利用に適した課題についてアドバイスを受けられます。

また、本プログラムによる研究課題は、高エネルギー加速器研究機構の放射光実験施設等の優先施設利用を受けられます。(施設利用料：標準性能ビームライン 15,400 円/時間、高性能ビームライン 30,800 円/時間)

詳細は、ウェブサイトをご確認ください。(<https://www2.kek.jp/imss/pf/use/program/>)

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・量子ビーム連携研究センターから、放射光を含む、中性子、ミュオン、低速陽電子の複合的な利用（マルチプローブ利用）に適した課題についてアドバイスを受けられます。

詳細は、ウェブサイトをご確認ください。(<https://www2.kek.jp/imss/ciqus/>)

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募の流れについては、「別紙 e-Rad での応募について」を参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(2) e-Rad での応募

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

- ① 応募に当たっては、応募情報の Web 入力と課題提案書様式の添付が必要です。

アップロードできる課題提案書様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。

- ②作成した課題提案書様式ファイルは、PDF 形式でアップロードしてください。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

- ③提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない応募は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

提出締切日時までに研究者による応募の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、可能性検証担当窓口まで連絡してください。

(3) その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りします。また、応募書類の返却は致しません。

5.3 その他

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ及び 応募書類の作成・提出に関する 手続き等に関する問い合わせ	JST 可能性検証 担当窓口	mp[at]jst.go.jp 03-6272-4732
e-Rad の操作方法に関する問 合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、 祝日、年末年始を除く

○ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

(3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 e-Rad での応募の操作方法

大学発新産業創出基金事業ウェブサイトより、「別紙 e-Rad での応募について」を参照してください。

【大学発新産業創出基金事業ウェブサイト】<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

第6章 Q&A

【応募前】

Q1 本プログラムは補助金・助成金制度か。

A1 補助金・助成金制度ではありません。JST と各機関の間で締結する委託研究開発契約に基づき、研究開発を実施していただくプログラムです。

Q2 A-STEP トライアウトとは何が違うのか。

A2 「可能性検証」は、大学発新産業創出基金事業の一環として実施する事業です。通常の年度予算によって措置される JST の運営費交付金ではなく、令和 4 年度第 2 次補正予算によって措置された「大学発新産業創出基金」を用いて運営します。

「可能性検証」では、A-STEP トライアウトで対象とした既存企業への技術移転だけでなく、新規創業についても支援の対象とします。

なお、A-STEP トライアウトと同様に、委託研究開発契約に基づいて研究開発を実施していただくプログラムであり、研究費の使用ルールについては、大きな違いはありません。

Q3 「基金」とは何か。基金によるメリットはあるのか。

A3 基金とは、独立行政法人、公益法人等や地方公共団体が、国から交付された補助金等を原資として、特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭のことです。

複数年度に渡って使用できる資金を確保しているため、予算執行の前倒しや繰越など、柔軟な執行が可能となります。なお、可能性検証による研究開発は委託研究契約に基づくため、予算執行の前倒しや繰越などにあたっては契約の変更が必要となる場合があります。

Q4 他の研究費助成制度に、今回の提案内容と同様の提案をすることはできるのか。

A4 提案は可能です。ただし、同一課題又は内容で、他の制度へ応募している場合は、課題提案書の「9 研究費の応募・実施等の状況・エフォート」欄に正確に記入してください。不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、委託契約の解除となる場合があります。なお、提案内容のうち、上記の重複応募の制限に必要な範囲において他の競争的研究費の担当者（独立行政法人を含む）に情報提供を行うことがありますので、予めご了承願います。

なお、一部事業については重複実施制限を設けています（[「2.8 重複実施の制限について」](#)）。

また、[「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」](#)に記載された制限事項に抵触すると認

められれば、重複して採択される事はありません。また、事業により、その目的や応募要件が異なりますので、その点については十分にご確認ください。

Q5 研究開発期間終了後は、すぐに技術移転または起業が求められるのか。

A5 研究開発期間終了後すぐに技術移転または起業が求められることはありません。可能性検証は技術移転や起業の可能性を検証するものです。研究開発期間終了後、技術移転や起業を含め、最適な方法で技術の社会実装に向けて研究開発などが継続されることを期待します。

Q6 応募時に【企業等連携】または【起業挑戦】を選択するが、目標および計画の中に、選択した以外の目的に向けた内容を盛り込むことは可能か。(例えば【起業挑戦】を選択し、計画 A の成果を起業向け、計画 B の成果を技術移転向けとして提案書を作成することは可能か。)

A6 できません。いずれか選択した目的に沿って計画を作成してください。

ただし、実用化に向けてより効果的に推進するため、研究開発の進捗状況等により、【起業挑戦】・【企業等連携】の設定にかかわらず、適切な実用化の方向性について柔軟に検討いただきます。(Q&A 30 も合わせてご確認ください。なお、【企業等連携】の提案で、研究開発期間中に当初計画から変更して起業の検討を行うこととした場合で、かつ JST が認めた場合には、最大で 600 万円まで研究開発費総額を措置することが可能です。)

Q7 マッチング相手となる企業がないのですが研究者のみで応募できますか。

A7 起業または技術移転のどちらを検討するかによって要件が異なります。

【起業挑戦】研究者、支援人材の 2 者の参画を必須としています。企業担当者の参加は必須ではありません(任意で参加可能)。支援人材を企業担当者が兼ねることも認めています。

【企業等連携】研究者、企業担当者、支援人材の 3 者による提案であることを必須としています。支援人材を企業担当者が兼ねることは認めています。企業なしでの応募は認められません。

Q8 企業、もしくは大学等が複数、研究開発に参画することはできるのでしょうか？また、複数の大学等の研究者が連名で応募できるのでしょうか？

A8 可能です。実施体制に所属先、参加者を記載してください。なお、二一ズ元企業および代表機関(研究代表者の所属する研究機関)はそれぞれ一つのみです。

また、複数の研究者が研究開発に参画することは可能ですが、応募者になれるのは研究代表者1人のみです。

Q9 ニーズ元企業は、代表機関と共同研究契約などを締結していないと応募できないのでしょうか？

A9 本メニューは、今回の研究開発費等の支援をきっかけとして、本格的な共同研究に発展することを狙いとしているため、共同研究契約を締結していなくとも応募することが可能です。

ただし、採択後の研究開発では、提案にかかわった企業、研究者等が、JST への報告書等により研究成果を知ることとなるため、参画する機関間で成果の取り扱い等に関する取り決めを締結していただく必要があります。

Q10 応募する際にはマッチングプランナーの関与が必須なのでしょうか？

A10 応募において、マッチングプランナーの関与は必須ではありません。

Q11 応募に年齢制限はありますか。

A11 応募に年齢制限は設けていません。

Q12 選考において若手研究者の採択枠もしくは優遇はありますか。

A12 採択枠は設けていません。選考では、研究開発期間終了後も実用化に向けた継続的な研究開発が期待できるかも含め、総合的に判断します。

Q13 応募書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A13 ご質問等はまず巻末記載のメールアドレス宛メールによりお願いします。必要に応じ担当エリアのマッチングプランナーにより対応させていただきます。

Q14 研究代表者（応募者）は応募時点において、研究倫理に関する教育プログラムを受講・修了している事が要件となっていますが、所属機関において受講する事が困難な場合はどうすればいいのでしょうか？

A14 JST を通じて「eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版」を受講する事ができますので、受講をし

てから応募してください。受講にかかる所要時間は概ね1～2時間程度で、費用負担は必要ありません。

公募申請用 eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版
(<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>)

Q15 過去に所属機関または JST の事業等において、「eAPRIN(旧 CITI) (ダイジェスト版も含む)」や研修会等の各種研究倫理教育に関するプログラムを修了している場合であっても再度、受講する必要があるのでしょうか？

A15 再度、受講する必要はありません。e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

Q16 図、写真を入れること、また、カラーを用いた応募は可能でしょうか？

A16 可能です。但し、e-Rad はアップロードのファイル容量に制限があります (30MB 以内) ので、図、写真等は容量を圧縮するなどファイルサイズを小さくしてから、貼り付けるようにしてください。

Q17 応募にあたり、特許出願や論文発表は必須なのでしょうか？また、特許出願等がない場合、審査に不利にならないのでしょうか？

A17 可能性検証では応募にあたり、特許出願や論文発表は必須事項ではありません。審査において、観点にある「技術シーズの新規性・優位性」および「イノベーションインパクト」に関連した判断材料のひとつとして、関係する論文や特許出願等の課題提案書記載内容を活用します。

Q18 課題提案書の「研究費の応募・実施等の状況・エフォート」は可能性検証への応募内容と重複しない場合は記載しなくても良いのでしょうか？

A18 本メニューへの応募内容との重複にかかわらず、課題提案書に今回の応募課題との関連を明確に記載してください。

【応募時】

Q19 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募において、事務代表者、研究代表者は、

どのような人になるのか。

A19 (事務代表者)

応募する大学等で1名、e-Radに係る事務を代表する方のことです。事務代表者は、e-Radへの大学等の登録、事務分担者及び研究者の情報の管理等を行います。(事務分担者は置かないことも可能です。) (事務代表者の例： 総務部長、総務課長 等)

(研究代表者)

1件の応募につき1名、応募する際に代表者となる方で、e-Radによる応募等を行います。

(応募に先立ち、事務代表者によりe-Radに登録されている必要があります。)なお、研究代表者氏名あるいは所属機関名は、採択された場合は公開が予定されている^{*}ことをご留意ください。

^{*}採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜JSTのウェブサイトにおいて公開します。

Q20 直接持参し提出することは可能か。また電子メール、FAXによる提出は可能か。

A20 応募書類は、必ず府省共通研究開発管理システム(e-Rad)でアップロードすることで提出してください。持参、FAX又は電子メールによる提出は一切受けません。なお、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)でのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに問い合わせ先までお知らせください。

Q21 応募書類の受領書はもらえるのか。

A21 応募書類の受領書はありません。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば受理されたこととなります。

Q22 応募した情報は公開されるのでしょうか？

A22 公開される情報については「[2.11 応募課題情報の公開について](#)」をご覧ください。

【応募後】

Q23 応募書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいか。

A23 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による電子申請、応募書類の提出方法等の詳細については同システムの研究者用マニュアルを参照ください。

このマニュアルは、以下のウェブサイトの「研究者向けページ」よりダウンロードできます。

<https://www.e-rad.go.jp/>

Q24 審査の経緯を教えてください。

A24 審査については、公平性の観点から非公開で行います。また、審査経過についての問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

Q25 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできるか。

A25 審査の結果については、採否にかかわらず応募者に対して通知する予定です。別途、不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。なお、審査期間中は審査の経過は通知せず、お問い合わせにも応じられません。

Q26 研究開発期間中に研究代表者が所属機関を変更する場合はどのような対応が必要でしょうか。

A26 原則、新しい所属機関にて研究開発を継続していただきます。所属変更が判明した時点で JST までご相談ください。

【その他】

Q27 このプログラムにおいて、支援人材はどのようなことをしたらよいのでしょうか？

A27 本メニューへの応募にあたっては、研究代表者・企業担当者と連携して課題提案書に見解などを記載する必要があります。【起業挑戦】において、企業なしでご提案いただく場合は、研究者と協力の上、社会実装に向けて実現を目指す技術やイノベーションインパクト等に関する事項を記載していただきます。

また、本メニューに採択された後は、研究開発期間中から実用化に向けた調整・進捗管理などを行うことで、実用化に向けた取り組みを促進していただきます。起業を検討する場合、ビジネスモデルの構築に向けた支援、経営者候補や支援機関との連携支援、資金調達に向けた支援等を期待します。

本メニュー終了後には、支援人材の観点から、完了報告書に達成状況等のコメントを記載して

いただき、採択課題の振り返り及び今後の活動について検討いただきます。

Q28 「マッチングプランナー」とはどのような業務を行う方々ですか？

A28 「マッチングプランナー」は、企業などが直面している解決すべき技術的課題（ニーズ）とその解決につながり得る大学などの研究成果、知的財産（シーズ）を結ぶ専門人材です。詳細は公募要領 p.9 <マッチングプランナーとは> をご確認ください。

Q29 実施体制リストに記載していない機関に所属するアドバイザー等に協力を依頼する事は可能でしょうか？

A29 研究開発等を実施するために、必要な専門的知見を臨時的に得ることを目的として依頼することは可能です。なお、研究開発上の役割を分担し、継続的に研究開発に関与する方については、実施体制リストに研究開発参加者として記載をお願いします。

Q30 研究開発期間中に、調査結果や市場環境の変化を受け、「起業」から「技術移転」に（またはその逆）研究計画を変更することは可能か。

A30 技術水準や市場環境など、調査等を実施した結果、起業は適当でなく、技術移転による実用化がより効果的と判断された場合には可能です（その逆も同様）。JST 担当者へご相談ください。なお、【企業等連携】の提案で、研究開発期間中に当初計画から変更して起業の検討を行うこととした場合で、かつ JST が認めた場合には、最大で 600 万円まで研究開発費総額を措置することが可能です。

Q31 研究開発に先行して、調査を実施しなければならないのか。

A31 調査内容により目標や計画の修正を伴う可能性がある場合は、調査を先行して実施してください。目標や計画の修正は、事前に JST による承認が必要となる場合があります。

Q32 研究開発費の調査費用の割合に制限はあるか。

A32 特に制限は設けていません。ただし、技術的な目標達成に向けた計画のための研究開発費を計上するとともに、起業による技術移転の可能性を判断するに足る「事業化エビデンス」を得るために必要な調査費用を計上してください。調査費用については公募要領 p.33 「市場調査

等の費用の直接経費からの支出についてをご確認ください。

Q33 直接経費の費目ごとの割合の上限はあるのでしょうか？また、費目のバランスによって、審査が不利になることはあるのでしょうか？

A33 人件費・謝金は制限を設けています（「3.3.1 直接経費」を参照）が、その他の費目は制限を設けていません。「選考の観点」に基づき、研究開発計画、実施内容、その目的により、総合的に評価します。

Q34 間接経費は、どのような使途に支出するのか。

A34 間接経費は、採択された研究開発課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究開発機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究開発機関が充当するための資金です。

間接経費の主な使途として、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡申合せ／令和3年10月1日改正）では、以下のように例示されています。

<ここから>

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備（※）の整備、維持及び運営に係る経費

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（ス
パコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(キ) 研究成果展開事業に係る経費

(ク) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

<ここまで>

なお、特許関連経費については、一定の条件を満たす場合直接経費からの支出が可能です（公募要領 p.33「特許関連経費の直接経費からの支出について」参照）。

Q35 間接経費は、研究開発契約を締結する全ての研究開発機関に支払われるのか。

A35 原則として、課題提案書に記載された間接経費率に基づき、委託研究開発契約を締結する全ての研究開発機関を対象に、間接経費として、直接経費の30%を上限として、間接経費を決定します。なお、大学等公的研究機関、特に国立大学法人は直接経費の30%の額とし、応募に際して間接経費を30%未満の割合とする研究開発計画とする場合には、必ず機関の事務部門に問題のないことを確認してください。

また、課題提案書作成時点で設定した間接経費の割合を研究開発機関の都合で採択後に変更すること、あるいは、年度毎に増減させることはできませんので、課題提案書作成に際しては、所属する機関の間接経費の考え方やルールを必ずご確認ください。

Q36 企業に研究開発費を配分することはできますか？

A36 可能性検証では、企業等に研究開発費を配分することはできません。

Q37 企業担当者に課せられる責務はあるのでしょうか？

A37 研究開発期間中から研究代表者との定期的な進捗確認、面談、実用化に向けた社内外との調整などを通じて本格的な共同研究開発の判断に向けて積極的に取り組んでいただきます。研究開発終了時には、完了報告書の内容に関して企業の見解を記載していただきます。また、JSTが行うフォローアップ、追跡調査等にご協力いただきます。

Q38 新しく特許を取得する場合、JSTは権利を持つのでしょうか？

A38 産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）を適用し、原則としてJSTは権利を持たず、当該研究開発実施体制に参画する発明者の持分に依りて当該発明者が所属する機関に帰属します。

なお、本プロジェクトで得られた知的財産を第三者に譲渡する場合等においては、事前の申請が必要となっていますので、詳細は採択時に掲載する事務処理説明書をご確認ください。

Q39 取得した物品の所有権は、誰に帰属するのでしょうか？

A39 大学等において、JSTが支出する直接経費により機関が取得した物品については、取得時点機関に帰属するものとします。

Q40 学会への参加のための参加費や旅費を支出できるのでしょうか？また、研究開発遂行には、自研究室の学生などが参加していますが、その学生の学会への参加費や旅費も支出できるのでしょうか？

A40 契約期間内における研究計画に基づき、目標達成に必要な活動、または、当事業による成果発表をおこなうための学会への参加費及び旅費などのみ支出が可能です。（ただし年会費や食事代等は除きます）。また、学生の場合は、実施体制リストに記載があり、研究開発に不可欠な役割を担うこと、かつ、大学等の機関内旅費規定を満たしている場合には当該学生が当事業による研究成果について登壇・発表することを条件として学会への参加費及び旅費を支出することが可能です。

教育目的での学生の参加は認められません。

Q41 課題に参画する地域の関係者への旅費の支給について、どのような方が該当し、どのような

用務が支給の対象となるのでしょうか。

A41 地域課題の解決を目指す場合などにおいて、研究開発計画に応じ、自治体担当者、地域の農業・漁業等組合の職員、地域の NPO 法人の担当者などを想定しています。研究開発にかかる打合せやフィールド試験等への参加のための旅費等を支給することが可能です。

Q42 人件費は支出できるのでしょうか？

A42 下記の範囲で支出が可能です。人件費の支出対象者を実施体制リストに記載してください。

なお、「研究代表者」、「企業担当者」、「研究代表者以外の研究開発担当者」及び「支援人材」の人件費を支出することはできません。（本メニューの実施に対する謝金を受け取ることもできません）。

本メニューでは、課題提案書（研究開発計画）において、人件費・謝金の合計は原則として、直接経費の総額（全研究開発機関の合計）の 50%以内とします。人件費・謝金の合計が直接経費の総額の 50%を超える研究開発を提案することは可能ですが、評価の結果を基に、契約前に JST が承認した場合に限り実施可能です。

<大学等>

■直接経費の計上対象

- ・当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、全体研究開発計画書に研究開発参加者としての登録がある者
- ・なお、以下の場合は、直接経費より支出することが出来ません。
 - 1.研究代表者[※]、企業担当者、研究代表者以外の研究開発担当者及び支援人材に対する給与等
 - 2.国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者に対する給与等

※大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り、研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。詳しくは「3.3.1 直接経費」をご確認ください。

※兼業者の取扱いについて

- ・従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、当該委託研究開発に該当する部分の人件費を計上してください。（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。）

- ・なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。

【裁量労働制適用者の兼業に関する事務手続きについて】

a)業務開始時

- ・業務管理者は、裁量労働制を適用した研究員の業務内容及びエフォート率の設定を行い「裁量労働者エフォート率申告書」を作成し、業務開始時に人事責任者等へ提出してください。人事責任者は申告書を適切に保管してください。
- ・なお、申告したエフォート率の変更が必要となった場合には、「裁量労働者エフォート率申告書」を再度作成してください。
- ・業務管理者は原則として研究開発担当者とし、業務実施状況を把握の上、適切に管理ください。

b)業務完了時

- ・業務管理者は研究員の業務実施状況を踏まえ、「裁量労働者エフォート率報告書」の作成を行い、年度終了時に人事責任者等へ提出してください。人事責任者は報告書に基づき、人件費計上額が適正であることを確認してください。
- ・また、収支簿等の提出が必要となる研究開発機関は、当該報告書の写しを収支簿等に添付して JST へ提出してください。

c)留意事項

- ・研究開発機関は、業務成果の目標及び業務の方法に配慮しつつ、研究開発機関の規程に基づき、エフォート率の設定を適切に行ってください。
- ・研究開発機関の人事責任者等は当該研究員に対し従事内容及びエフォート率を確実に通知してください。
- ・研究開発機関は、エフォート率の実態が報告等と乖離の生じないよう適切に管理を行ってください。不適正な経理処理が判明した場合には、研究員に支払われた人件費の全部又は一部を返還して頂きます。
- ・裁量労働者エフォート率申告書及び裁量労働者エフォート率報告書と同等の様式の備えがある場合には、研究開発機関の様式で代替することが可能です。

※雇用に関する留意事項

- ・雇用契約書・作業日誌等の雇用関係書類を整備し、当該委託研究開発にかかる従事状況を適切に把握・管理してください。適切な人件費の執行を証明する証拠書類の整備状況やエフォート管理の実態について確認を求める場合があります。
- ・委託研究開発開始前の人件費は計上できません。

- ・ 研究開発遂行上、必要な人材を必要な時期に適切な処遇で雇用できるよう配慮願います。
- ・ 学生を雇用する際は、学業に支障をきたさないよう配慮してください。

Q43 「不課税取引等にかかる納付消費税」とは何でしょうか？

A43 委託研究開発契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託研究開発費の全額が消費税及び地方消費税（以下「消費税」）の課税対象となります。

委託研究開発費を物品調達などの課税取引だけでなく、人件費や海外旅費などの不課税取引等に支出する場合、JST から受け取る消費税額と、各機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各機関より納付することになります。

このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上することが出来ます。ただし、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。

不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。

なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。（例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として2%を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額に10%を乗じるなど）

※不課税取引等として以下のような例があげられますが、課税区分判定については機関の取扱いに従って下さい。

- 人件費（うち通勤手当や派遣費用を除く）
- 外国旅費・外国人等招へい旅費（うち支度料や国内分の旅費を除く）
- その他、国外で消費する経費（国外の学会出席の際に国外に参加費を支払う場合や国外で発生する役務費等など。）
- 内部取引での調達

Q44 直接経費として支出できない経費には具体的にどのようなものがあるのでしょうか？

A44 以下のとおりです。

- ・ 当該委託研究開発の研究目的及び趣旨に合致しないもの
- ・ 間接経費としての使用が適切と考えられるもの（通常の企業会計における一般管理費に該当するもの（管理部門人件費等）は間接経費に含まれます）

- ・「敷金・保証金」等であらかじめ戻入となることが予定されているもの
- ・「学会年会費」等で研究開発機関や研究開発参加者の権利となるもの

※なお、特許関連経費については、大学等に限り一定の条件を満たすことで直接経費からの支出が可能です。詳しくは「3.3.1 直接経費」をご覧ください。

- ・その他、委託研究開発費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの

Q45 研究に必要なものを、ニーズ元企業や課題と一緒に参画する企業、法人の子会社、また自社内に発注し、委託研究開発費で支払って良いのでしょうか？

A45 ニーズ元企業、参画機関等（100%子会社等を含む）から調達を行うことは可能です。ただし、以下の点にご注意ください。

a. 利益排除に関する留意事項

(a) 原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積）を行ってください。

(b) ニーズ元企業および参画機関等（100%子会社等を含む）から調達を行う場合、2者以上（100%子会社等または当該機関を含まない）による競争の結果、ニーズ元企業および参画機関等（100%子会社等を含む）の調達価額が他者の価額以下となる場合は、利益排除は不要です。なお、ここでいう調達価額とは、適正な利益率を加味した価額（定価等）を指します。

(c) 利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究開発機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

(d) ニーズ元企業および参画機関等（100%子会社等を含む）から「役務」の調達を行う場合は、仕様により作業内容が明確であるとともに、作業内容に研究開発要素を含まないことが要件となります。

b. 利益排除の方法

(a) ニーズ元企業および参画機関等（100%子会社等を含む）から1契約100万円以上の物品又は役務の調達を行う場合（1契約が100万円未満の場合は、以下の利益排除手続を省略することが可能です）

- ・合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、ニーズ元企業および参画機関等（100%子会社等を含む）の製造部門等の責任者名によって、製造原価証明書を作成してください。

可能性検証
2023 年度公募
課題提案書

基本情報

※提案書中の例示・注釈文(ピンク文字)は応募時には削除してください。

研究開発課題名 (50字以内) ※公開	※ 研究開発課題名を記載してください。採択時に公表します。		
研究開発期間	<input type="checkbox"/> 2023年10月～2024年9月(1年) ※どちらかを選択してください。 <input type="checkbox"/> 2023年10月～2025年3月(1年6ヶ月) ※期間中を通して研究代表者の要件(公募要領 2.7(1)b)を満たすことを確認してください。		
分野	主	※e-Radより最新の「研究分野一覧」をご確認のうえ、可能な限り主・副両方を選択してください。	副
研究の内容	主	※e-Radより最新の「研究分野一覧」をご確認のうえ、可能な限り主・副両方を選択してください。	副
キーワード	主		副
コース	<input type="checkbox"/> 【起業挑戦】(上限600万円) ※どちらかを選択してください。 <input type="checkbox"/> 【企業等連携】(上限300万円)		
総合知を活用する提案	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない ※どちらかを選択してください。(下記注参照)		
研究代表者 氏名 ※公開	(フリガナ)		
	(漢字等)		
所属機関名 ※公開			
部署名			
職名			
支援人材 氏名	(フリガナ)		
	(漢字等)		
所属機関名			
部署名			
職名			
企業担当者 氏名	(フリガナ)		
	(漢字等)		
企業名			<input type="checkbox"/> 企業なし ※【起業挑戦】のみ選択可 企業なしで応募する場合、チェックを入れ、左欄は空欄としてください。
部署名			
職名			
業種	※ 公募要領末尾の「業種表」から選択してください。		
資本金			
従業員数			

- ※ **上記はすべて記入必須です。不足の場合は形式不備で不採択となる可能性があります。**
- ※ 「研究開発課題名」「研究代表者氏名」「研究代表者の所属機関名」は、採択時に公開されます。
- ※ 本ページには、代表となる研究者、支援人材、企業担当者についてそれぞれ1名の情報を記入ください。
- ※ 「支援人材」と「企業担当者」を兼務する場合は、同一人物であっても必ず両方の欄にご記入ください。
- ※ **提案書内に、連絡先等の個人情報に記載しないでください。**
- ※ 提案内容が「総合知」、および、その特性を活かした提案に該当する場合は、「総合知を活用する提案」で「該当する」にチェックをしてください。総合知の考え方については、内閣府総合知ポータルサイト(<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html>)をご参照ください。

1 課題概要

※ 本提案の概要を、「基となる研究成果、実現を目指す技術、それにより解決する課題(ニーズ等)、イノベーションインパクト、実現可能性判断に必要な目標とそれを達成する方法」を盛り込み 300字以内で記載してください。

※ 図、表の使用は不可です。

※ 本項目の内容を e-Rad の「研究概要」欄にそのまま転記してください。「研究目的」欄には、「省略」と記入してください(審査では使用しません)。

※ 採択された場合、公開用の課題概要を改めて提出していただきます。その際は、JST プロジェクトデータベース(<https://projectdbjst.go.jp/>)において公開されますので、公開を希望されない情報が含まれないようにしてください。

- ※ 2～5の項目は、合わせて5ページ程度(A4)で、適宜図表等を使用して説明してください。文字サイズは10pt以上、余白は上下25mm以上、左右19mm以上としてください。各記載スペースの目安を各項目の注釈で示しています。
- ※ 図表についても、各項目内に含めてください。
- ※ 項目の欠落、統合、順序変更は形式不備で不採択となる可能性があります。

2 技術シーズ

- ※ 本項は、主に選考の観点①「技術シーズの新規性・優位性」に関する項目です。
- ※ 研究代表者、支援人材、および企業担当者(参画する場合)が協働して記載内容を検討してください。

(1) 基となる研究成果と実現を目指す技術

- ※ 1～1.5ページ程度で記載
 - ※ 本項では、提案の元となる研究成果、実現を目指す技術について、それらの関係性がわかるように説明してください。
 - ※ 特に、研究成果、目指す技術については、原理、それを示すデータ、備えるべき特徴等を用いて具体的に説明してください。
 - ※ 研究成果の独自性に留意して説明してください。
- ※ 研究代表者による、本提案のもととなる研究成果についての論文や特許(中心となる発見、原理、エビデンス等が記載)があれば、「10 関連文献リスト」に記載ください(それぞれ最大3件)。その他の引用文献は必要に応じて文章中に示してください。

(2) 実現を目指す技術の優位性

- ※ 0.5～1ページ程度で記載
- ※ (1)で説明した「実現を目指す技術」について、原則、表を使って具体的に説明してください。
- ※ 技術の特長を表す技術項目について、比較表により競合する技術(未確立の研究成果も含む)と対比させ、技術的な優位性や、他の技術ではなかなか置き換えられない独自性について主張してください。
- ※ 提案技術に関しては、応募時点での水準のほか、「4 研究開発の目標」を踏まえた目標値、および、実用化時点で必要となる水準についても記載ください。
- ※ 記載例の通り表現することが難しい場合は、表の形式を変更してもかまいません。

比較項目(例)	応募時点での水準	本研究開発期間終了時点の目標	実用化に必要な水準	競合技術 A	競合技術 B	競合技術 C
①質量	・・・g	・・・g	・・・g	・・・g	・・・g	・・・g
②●●率	・・・%	・・・%	・・・%	・・・%	・・・%	・・・%
③○○性	△	○	◎	○	△	×
④・・・						

3 イノベーションインパクト（記載者氏名：○○○○）

※ 0.5～1 ページ程度で記載

※ 本項は、主に選考の観点②「イノベーションインパクト」に関する項目です。

※ **【企業等連携】の提案は、企業担当者が記載してください。**

※ **【起業挑戦】の提案は、研究代表者または企業担当者(参画する場合)または支援人材が記載してください。**

(1) 製品・サービスの有用性と実用化の見込み

※ **【起業挑戦】**実現を目指す技術(本技術)が実現した際に想定される製品・サービス像(本製品等)、ターゲットユーザー、本製品等の提供により解決される、ユーザーが抱える課題(ペイン)等を説明し、その課題がどう解決されるのか(ソリューション)を記載してください。また他の方法と比較してその解決方法にどういったメリットがあるのかについて記載ください。

※ **【企業等連携】**実用化を目指す、企業の視点から、実現を目指す技術(本技術)が実現した際に想定される製品・サービス像(本製品等)、ターゲットユーザー、本技術によりユーザーが直接受けるメリット等を説明し、本製品等の市場性や競合製品等に対する競争力等について記載ください。

※ 地域の課題解決に関する提案の場合、本技術、製品等により解決が期待される地域の課題、および本技術・製品等が地域で活用・普及できる理由について記載してください。

(2) 製品・サービスの波及効果

※ 本製品等が事業として継続して社会に求められる理由として想定できる、本製品等が及ぼす、ユーザーをとりまく環境の変化、周辺技術や他事例・技術への影響、他の地域への展開、地域の産業振興や持続的な発展への貢献、SDGs、カーボンニュートラル等の国際的な目標達成への貢献等について記載してください。

※ 以上から、本製品等の実用化が及ぼす影響の大きさと創出される経済的・社会的な価値について主張してください。

4 研究開発の目標

※ 0.5～1 ページ程度で記載

※ 本項は、主に選考の観点③「研究開発の目標」に関する項目です。

※ 研究代表者、支援人材、および企業担当者(参画する場合)が協働して記載内容を検討してください。

(1)【起業挑戦】または【企業等連携】を選択した理由

※ 本提案において【起業挑戦】または【企業等連携】を選択する理由について、経緯や構想等を含めて記載してください。

(2)本研究開発期間における目標

※ 本研究開発期間終了時点で達成を目指す、実用化の実現可能性を判断するために必要不可欠な技術的項目、および、「実現可能性あり」と判断できる具体的な水準を、目標として記載してください。

※ 目標は、具体的に検証できる数値等を設定してください。

※ 技術的目標(数値目標)が「起業するにあたって」または「技術移転先の企業にとって」必要である理由について、具体的に説明してください。

※ 研究開発期間を通じて確保すべきと考える知的財産権、ノウハウ等の構想を含めて記載してください。

(3)提案における総合知のポイント(該当者のみ)

※ 総合知を活用する提案に「該当する」にチェックを入れた場合、本技術の実現に向けて活用を想定する総合知とその体制、総合知の活用が本技術の価値の高まりに寄与する点について具体的に記載ください。

※ 実現を目指す技術や製品等が ELSI(倫理的・法規制的・社会的課題)等への対応が必要な場合、総合知の観点からの対応方針を記載してください。

※ 総合知の考え方については、内閣府総合知ポータルサイト(<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html>)をご参照ください。

※ 具体的な対応等の時期について、本研究開発の期間内外は問いません。

※ 該当しない場合も項目は削除せず、「非該当」にチェックしてください。

非該当

5 研究開発の計画

※ 2 ページ程度で記載

※ 本項は、主に選考の観点④「研究開発の計画」に関する項目です。

※ 研究代表者、支援人材、および企業担当者(参画する場合)が協働して記載内容を検討してください。

※ 技術的目標達成解決すべき課題、課題解決に必要な試験項目、試験項目の具体的実施内容、スケジュール、実施担当者、を下記【技術的目標達成のために必要な実施項目】の例示にならって記載してください。

※ 【起業挑戦】の提案は、上記に加え、【起業の可能性判断のために必要な計画(技術的目標以外)】についても記載してください。

※ 研究計画の変更は、JST の承認が必要となる場合があります。

※ 後述(「7 研究開発費執行計画」)の、資金使途の内容が理解できるように説明してください。また、ニーズ元企業や本研究開発課題に参画する企業から調達を行う場合は、購入理由を明記してください。

※ 自治体などの地域関係者が参加する項目については、参加者および目的について記載してください。

【技術的目標達成のために必要な実施項目】

<書式例>

(1) 目標達成のために解決すべき課題 A:「○○○○」

1) 試験項目 A-a: ○○○○○○

担当者: ▲▲ ▲▲、△△ △△(○○大学)

実施期間: ○年○月～○月

実施内容

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~

2) 試験項目 A-b: ○○○○○○

担当者: ▲▲ ▲▲(○○大学)、△△ △△(○○株式会社)

実施期間: ○年○月～○月

実施内容

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~

(2) 目標達成のために解決すべき課題 B:「○○○○」

1) 試験項目 B-a: ○○○○○○

担当者: ▲▲ ▲▲、△△ △△(○○大学)

実施期間: ○年○月～○月

実施内容

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~

.....

**【起業の可能性を判断するために必要な実施項目(技術的目標以外)】**

- ※ 【起業挑戦】の提案は、本項目を記載してください。【企業等連携】の場合は不要です。
- ※ 知財調査、競合調査、市場調査、試作品ユーザーテストなどの計画を、必要に応じて記載してください。
- ※ 知財調査については、現状での他者が持つ知的財産権の状況を踏まえて、今後の自らの知財戦略を検討できる内容としてください。
- ※ 競合調査については、類似技術だけでなく、同様の課題を解決するための別の技術や製品・サービス等を含み、今後の差別化戦略を検討できる内容としてください。
- ※ 市場調査については、市場規模や市場の成長性、マーケット構成などを含み、将来的に起業をめざし事業戦略を具体的に検討できる内容としてください。
- ※ ユーザーテスト以外の試作については【技術的目標達成のために必要な実施項目】に記載してください。
- ※ 各種調査については提案の内容に応じた調査項目や調査対象、調査範囲、調査方法等可能な限り具体的に記載してください。
- ※ その他、将来的に起業をめざすために必要な項目を計画してください。

<書式例>

(3)起業の可能性判断のための課題 C:「○○○○」

1)実施項目 C-a:○○○○○○○

担当者: ▲▲ ▲▲、△△ △△(○○大学)

実施期間:○年○月～○月

調査の目的: ~~~~~

調査の種類: 知財調査 / 競合調査 / 市場調査 / 試作品ユーザーテスト / ...

調査対象・範囲: 想定ユーザーである○○ (○名程度) / ○○に関する製品等 / ○○に関する知的財産権等 / ...

調査の手法: ~~~~~

実施内容:

~~~~~

~~~~~

~~~~~

※6の項目は、1 ページ以内(A4)で記載ください。

6 支援人材のコメント（記載者氏名：○○○○）

※ 本項は、選考の観点全項目に関し、支援人材の立場でその内容を補足する項目です。

※ **支援人材(公募要領 p.9 ※7 参照)が記載してください。**

※ 本提案の成果を活用した他技術への展開可能性や、企業や自治体、起業支援機関等との連携状況、本提案の成果の普及・定着に向けた方策、研究開発の推進や技術移転・起業を後押しする環境等、主に2～5で記載していない内容について、研究開発の推進に重要な情報等について記載してください。

※ **実用化に向けての懸念点を考察し、その対応において、支援人材として果たす役割や計画等を、具体的に記載してください。**

※ 図表を使用してもかまいません。

7 研究開発費執行計画

委託研究開発費(JST 支出分) 機関別内訳(単位: 千円)

※ 本項は、「5 研究開発の計画」に付随し、主に選考の観点④「研究開発の計画」に関する項目です。

※ JST より資金配分を受ける研究開発機関毎に表を作成してください。配分を受けない機関の表は不要です。

※ 下記については特に注意して記載してください。

- ① 各項目、千円単位で端数が発生しないよう計画してください。
- ② 全ての表の「合計」(各機関・各年度)の合計額が、上限額(【起業挑戦】600 万円、【企業等連携】300 万円)を超えないことを確認してください。
上限額を超過する提案は認められません。

【機関名〇〇〇〇〇】

費目	金額(千円)		主な用途	
	2023 年度	2024 年度		
※費目の説明および内訳の例、割合の制限事項、間接経費等の詳細は、公募要領「項番 4.3 研究開発費」に記載しておりますのでかならず確認しながら作成してください。			※ニーズ元企業や、本研究開発課題に参画する企業から調達を行う場合は明記してください。 ※調査費にあたる支出がわかるように「〇〇(調査費)」と明記してください。	
直接経費	I 物品費(設備備品費)	0	0	・
	I 物品費(消耗品費)	0	0	・
	II 旅費	0	0	・※目的を明記してください。(学会発表の場合、可能な範囲で時期・学会名を記載)
	III 人件費・謝金	0	0	・※人件費が直接経費の 50%を超える場合、必要である理由を明記してください。
	IV その他	0	0	・
	小計	0	0	----
間接経費(〇〇%)	0	0	----	
合計	0	0	----	

8 研究開発の体制

- ※ 本項は、「5 研究開発の計画」に付随し、主に選考の観点④「研究開発の計画」に関する項目です。
- ※ 参画機関ごとに表を作成し、それぞれに研究開発費の配分の有無を記載してください。
- ※ 研究開発費の配分を受ける機関は、機関ごとに代表者を設定し、「代表者」欄に○を付してください。(研究開発費の配分を受けない機関は省略可)なお、企業等への研究開発費の配分は不可です。
- ※ 「5 研究開発の計画」の研究内容を分担する方を全員記載し、「担当する内容」は計画上の分担内容を記載ください。枠が足りない場合、適宜枠を追加してください。
- ※ 「エフォート」は、「JST の資金配分を受ける機関」の参加者について記載してください(学生を除く)。
- ※ JST の資金配分を受ける機関の代表者は、e-Rad への登録、および「8 研究費の応募・実施等の状況・エフォート」への記載が必要です。また、様式 6「利益相反マネジメントにかかる申告書」での申告対象となります。

【○○大学】 研究開発費:配分あり

代表者	氏名	部署・役職	担当する内容	エフォート	学生
○	▲▲ ▲▲	○○学部・教授	課題全体の統括	xx%	
	△△ △△	○○学部・研究員	a ○○○○○○○○, c ○○○○ ○○○	zz%	

【■■大学】 研究開発費:配分あり

代表者	氏名	部署・役職	担当する内容	エフォート	学生
○	■■■■	■■学部・准教授	b ●●●●●●●●	yy%	
	□□ □□	■■学部・博士課程学生	b ●●●●●●●●	-	○

【××株式会社】 研究開発費:配分なし

代表者	氏名	部署・役職	担当する内容	エフォート	学生
	×× ××	××業務部・主任	b ●●●●●●●●	-	

9 研究費の応募・実施等の状況・エフォート

研究開発担当者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等(民間財団・海外機関を含む)(※)について、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォートを記入してください。募集要項「5.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」もご参照ください。また、「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究やマネジメント活動の時間のみならず、営利事業や非営利事業に関する活動・教育・医療活動等を含む)を 100%とした場合、そのうち当該業務の実施に予定している時間の配分率(%)をご記載ください。

(※)応募に当たっては、「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究研究費申請時の要件」とすることとされたことを踏まえ、令和3年度公募より、「他制度での助成等の有無」(事業によっては「研究費の応募・受入等の状況」)の様式に海外からの研究資金についても記入することを明確にしています。国内外を問わず、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

- ※ JST の資金配分を受ける機関それぞれの代表者について、1名につき1表作成してください。
- ※ 各機関の代表者以外の方、研究開発費の配分を受けない機関に所属する方、学生、支援人材については、記載する必要はありません。
- ※ JST の資金配分を受ける機関それぞれの代表者は、「13 利益相反マネジメントにかかる申告書」での申告対象となります。
- ※
- ※ 研究課題毎に研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォートを記入してください。ただし、応募中のものはエフォートを空欄としてください。
- ※ 本提案(可能性検証)が採択される前提で、エフォート全体が合計 100%になるよう記載してください。
- ※ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。
 - 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ(原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ)の提出を求めます。
 - ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
 - 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。
- ※ 研究インテグリティについて、本欄と合わせて、e-Rad 上の「研究者情報」画面での登録が必要です。
- ※ 「本応募の研究内容との相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由」については本公募申請画面「応募・受入状況」タブでの登録は不要です。本欄への記載により申告してください。

氏名	〇〇 〇〇		所属機関名		〇〇大学	
応募中・実施中の 資金制度・研究費名(研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割(代表・分担の別)	2023年度の 研究費 (当該研究者への配分額(直接経費)のみ)	応募・実施状況 (応募中の場合は、その結果判明予定時期)	本応募の研究内容との相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由	エフォート (%)
可能性検証 (2023~2024年度)	【本応募課題】	代表	千円	応募中 (9月判明)		

〇〇〇〇 (2020~2024 年度)	〇〇〇〇〇〇 (代表:〇〇〇 〇)	分担	千円			
(~ 年度)			千円			
その他業務・活動のエクサット						
エクサット計						100

10 関連文献リスト

- ※ 「2 技術シーズ」のもととなる研究成果(中心となる発見、原理、エビデンス等が記載)について、下記2項目に該当するものがあれば、それぞれ記載してください。(知財等の関連で未公表など、外部発表を意図的に控えている場合は、理由も含めてその旨記載ください)
- ※ 本文において、必要に応じて引用してください。なお、文献は添付不要です。
- ※ 下記以外に引用する文献については、適宜本文中に示してください。

<研究代表者による応募課題の研究開発に関する論文等>

- ※ 代表的なものを、本提案への寄与度が高い順に最大3件まで記載してください。
- ※ 論文の場合は著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年を記載
- ※ 学会発表等も含まれます。
- ※ 研究代表者が著者であり、提案根拠となる発見、原理、エビデンス等を含むもののみ記載すること。

<研究代表者による応募課題の研究開発に関する特許等>

- ※ 代表的なものを、本提案への寄与度が高い順に最大3件まで記載してください。
- ※ 特許番号(または公開番号、出願番号)・発明の名称・発明者・特許権者(または出願人)の状況を記載
- ※ 研究代表者が発明人であり、提案根拠となる発見、原理、エビデンス等を含むもののみ記載すること。
- ※ 第3者と共同出願している特許等の場合は、本研究開発に権利関係の支障がないか確認してください。

<研究代表者による応募課題の基となる競争的研究費による研究課題等>

- ※ 代表的なものを、本提案への寄与度が高い順に最大3件まで記載してください。

配分機関名	制度名・事業名	実施期間 (年度・西暦)	課題名	実施者名	代表／ 分担	本提案シーズとの関連性
例：JST	例：戦略的 創造研究 推進事業 さきがけ	20ww～20zz	○○○			
例：科 研費	例：基盤B	20ww～20zz				

11 専門用語等の説明

- ※ 本課題提案書で使用している業界用語、専門用語及び略号等の特殊用語のうち、評価者が審査の観点に基づき提案を総合的に理解する上で必要と思われるものがあれば、わかりやすく、簡単に説明してください。

用語	説明

12 法令遵守にかかる申告

※本項目の記載について不備がある場合、要件不備で不採択となる可能性があります。

※本項目は、研究を遂行する上で、法令・指針等に基づき事前の承認・実施可能性の確認が必須である事項について、適切な措置が講じられているか、倫理的配慮・安全の確保において問題がないか等について判断するためのものです。

※「該当する」「該当しない」どちらかを選択し、記載してください。

下記のような研究に該当する場合、実施項目について、法令・指針等に基づき事前の承認・実施可能性の確認が必要となる場合があります。対応状況について申告してください。

個人情報に伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む)、
提供を受けた試料の使用、人の活動を制御したうえでのデータ採取、
ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組み換え実験、動物実験などに該当する研究 等

本研究は、上記の研究に該当する。

(1)事前承認等の対応が必要となる、研究に関する指針等の名称

※ 提案する課題の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、また、これらに関連する研究が計画されている場合は、委員会の承認等が必要となる場合があります。

※ 本研究開発において、遵守が必要な法令・指針等について、その名称を記載してください。

(2)講じるべき措置と対応状況

※ (1)の指針等との関係、講じるべき措置と、その対応状況、承認状況や見込み、リスク等について具体的に記載してください。

※ 動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況についても、具体的に記載してください。

※ 特に問題がないと判断する場合には、その理由を記載してください。

本研究は、上記の研究に該当しない。

(1)該当しない理由

※ 本研究開発が、倫理面・安全面への配慮が必要な研究に該当しないと判断した理由を記載してください。

13 利益相反マネジメントにかかる申告書

※ 本項目の記載について不備がある場合、要件不備で不採択となる可能性があります。

※ 公募要領の「3.2.7 利益相反マネジメントの実施」に基づき、申告していただくものです。

※ 応募に際し、必ず上記(2)(3)をご確認ください。

※ 該当なしの場合も、必ず「該当なし」を選択し、提出してください。

※ 該当項目がある場合は、下部の表に該当者氏名、該当機関名、該当する番号を記載してください。

以下のすべての項目に関して、該当なし。

← すべての項目に関して該当しない場合はこちらを選択してください。

以下の項目(1)に該当する。

以下の項目(2)に該当する。

いずれかに該当する場合は以下に内容を記載してください。

No.	該当者氏名	該当者所属	対象の機関名	該当する番号
1				
2				

※ (2)JST が出資する機関については、「対象の機関名」に「JST」とご記入ください。

(1) 研究開発担当者^{※1}と本課題提案の参画機関(ニーズ元企業を含む)との関係について

(1-1) 研究開発担当者等^{※2}の研究開発成果を基に設立された機関

(1-2) 研究開発担当者等^{※2}が役員をしている機関

(1-3) 研究開発担当者が株式を保有している機関

(1-4) 研究開発担当者が実施料収入を得ている機関

(2) JST が出資する機関

※1 「研究開発担当者」とは、研究代表者及び他の参画機関(JST から資金配分を受ける機関)の実施責任者を指します。

※2 「研究開発担当者等」は研究開発担当者本人の他、研究開発担当者の配偶者または一親等以内の血族が対象です。

企業の業種表

業種	
食料品	精密機器
繊維製品	その他製品
パルプ・紙	水産・農林・鉱業
化学	建設業
医薬品	エネルギー供給業
石油・石炭製品	陸海空運業
ゴム製品	情報・通信業
ガラス・土石製品	卸売業・小売業
鉄鋼	金融業
非鉄製品	不動産業
金属製品	サービス業
機械	個人
電気機器	その他
輸送用機器	

大学発新産業創出基金事業 「可能性検証」

2023 年度公募

2023 年度公募の公募説明会は、オンラインにて実施を予定しています。応募に関する説明資料を大学発新産業創出基金事業ウェブサイトに掲載しますので、下記 URL よりご確認ください。また、今後、変更があった場合についても、大学発新産業創出基金事業ウェブサイトでご案内させていただきます。

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

ウェブサイト JST ウェブサイト <https://www.jst.go.jp/>

大学発新産業創出基金事業サイト <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

問い合わせ先



〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構

「可能性検証」担当窓口

TEL 03-6272-4732 FAX 03-3238-5373